

出来形管理基準

(令和 6 年度版)

出来形管理基準及び規格値 目次

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1編 共通編							
第2章 土工							
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			1	
		2	掘削工（面管理の場合）			1	
		3	掘削工（水中部） （面管理の場合）			2	
	1-2-3-3	1	盛土工				3
		2	盛土工（面管理の場合）				3
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ） 壁工法			4
			盛土補強工	多数アンカー式補強土工 法			4
			盛土補強工	ジオテキスタイルを用い た補強土工法			4
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部			4
	1-2-3-6		堤防天端工				4
	第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			5
			2	掘削工（面管理の場合）			5
1-2-4-3		1	路体盛土工			6	
		2	路体盛土工 （面管理の場合）			6	
1-2-4-4		1	路床盛土工			6	
		2	路床盛土工 （面管理の場合）			6	
1-2-4-5			法面整形工	盛土部		7	
第3章 無筋、鉄筋コンクリート							
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			7	
第3編 土木工事共通編							
第2章 一般施工							
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は 除く）	鋼矢板		8	
			矢板工（指定仮設・任意仮設は 除く）	軽量鋼矢板		8	
			矢板工（指定仮設・任意仮設は 除く）	コンクリート矢板		8	
			矢板工（指定仮設・任意仮設は 除く）	広幅鋼矢板		8	
			矢板工（指定仮設・任意仮設は 除く）	可とう鋼矢板		8	
			矢板工（指定仮設・任意仮設は 除く）				
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		8	
	3-2-3-6		小型標識工			8	
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		9	
			防止柵工	転落（横断）防止柵		9	
			防止柵工	車止めポスト		9	
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		9	
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		9	
	3-2-3-9		区画線工			11	
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		11	
			道路付属物工	距離標		11	
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			11	
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工 （購入工）	けた橋		12	
		2	プレテンション桁製作工 （購入工）	スラブ桁		12	
	3-2-3-13		ポストテンション桁製作工			12	
	3-2-3-14	1	プレキャストセグメント桁製作 工	（購入工）		14	
		2	プレキャストセグメント主桁組 立工			14	
	3-2-3-15		PCホロースラブ製作工			14	
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			16	
		2	PC押し箱桁製作工			16	
	3-2-3-17		根固めブロック工			16	
	3-2-3-18		沈床工			17	
	3-2-3-19		捨石工			17	
	3-2-3-22		階段工			17	
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		17	
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイ ント		18	
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		18	
3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		19		
	2	多自然型護岸工	かごマット		19		
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		20		
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠		20		
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		20		
		プレキャストカルバート工	プレキャストパイプ工		20		

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		21		
		1	側溝工	L型側溝工		21		
		1	側溝工	自由勾配側溝		21		
		1	側溝工	管渠		21		
		2	側溝工	場所打水路工		21		
		3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		21	
		3-2-3-30		集水樹工			22	
		3-2-3-31		現場塗装工			22	
		第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		23
					一般事項	砕石基礎工		23
	一般事項			割ぐり石基礎工		23		
	一般事項			均しコンクリート		23		
3-2-4-3	1		基礎工（護岸）	現場打		23		
	2		基礎工（護岸）	プレキャスト		24		
3-2-4-4	1		既製杭工	既製コンクリート杭		24		
	1		既製杭工	鋼管杭		24		
	1		既製杭工	H鋼杭		24		
	2		既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		24		
3-2-4-5			場所打杭工			24		
3-2-4-6			深礎工			25		
3-2-4-7			オープンケーソン基礎工			25		
3-2-4-8			ニューマチックケーソン基礎工			25		
3-2-4-9			鋼管矢板基礎工			26		
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		26		
		1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック張り		26		
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		26		
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		27		
	3-2-5-4		緑化ブロック工			27		
	3-2-5-5		石積（張）工			27		
第6節 一般舗装工	3-2-6-6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）			28		
	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		29		
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		32		
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		29		
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		33		
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		30		
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		34		
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		30		
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		35		
		9	アスファルト舗装工	基層工		31		
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		36		
		11	アスファルト舗装工	表層工		31		
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		37		
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		38		
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		40		
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		38		
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		41		
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		39		
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		42		
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		39		
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		43		
		9	半たわみ性舗装工	基層工		39		
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		44		
		11	半たわみ性舗装工	表層工		39		
12		半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		45			

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		46
		2	排水性舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		48
		3	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		46
		4	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工) (面管理の場合)		49
		5	排水性舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工)		46
		6	排水性舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工) (面管理の場合)		50
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		47
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		51
		9	排水性舗装工	基層工		47
		10	排水性舗装工	基層工(面管理の場合)		52
		11	排水性舗装工	表層工		47
		12	排水性舗装工	表層工(面管理の場合)		53
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		54
		2	透水性舗装工	路盤工(面管理の場合)		55
		3	透水性舗装工	表層工		54
		4	透水性舗装工	表層工(面管理の場合)		56
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		57
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		58
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		57
		4	グースアスファルト舗装工	基層工(面管理の場合)		59
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		57
		6	グースアスファルト舗装工	表層工(面管理の場合)		60
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		61
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工 (面管理の場合)		65
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		61
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工 (面管理の場合)		66
		5	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青) 安定処理工		62
		6	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定 処理工 (面管理の場合)		67
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		62
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層 (面管理の場合)		68
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		63
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工 (面管理の場合)		69
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)		63
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理の場合)		70
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)		63
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)		71
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青)安 定処理工)		64
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・瀝青)安 定処理工) (面管理の場合)		72
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)		64
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)		73
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		64
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (面管理の場合)		74

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		75	
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		75	
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工)		76	
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		76	
		5	薄層カラー舗装工	基層工		76	
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		77	
		2	ブロック舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		77	
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント (石灰)安定処理工)		78	
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		78	
		5	ブロック舗装工	基層工		78	
	3-2-6-15	1	路面切削工			79	
		2	路面切削工	(面管理の場合)		79	
	3-2-6-16		舗装打換え工			79	
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			80	
		2	オーバーレイ工	(面管理の場合)		81	
	第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			82
		3-2-7-3		置換工			82
		3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		83
			2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)		83
		3-2-7-5		バイルネット工			83
		3-2-7-6		サンドマット工			84
		3-2-7-7		パーチカドレーン工	サンドドレーン工		84
				パーチカドレーン工	ペーパードレーン工		84
				パーチカドレーン工	袋詰式サンドドレーン工		84
		3-2-7-8		締め改良工	サンドコンパクションバ イル工		84
3-2-7-9		1	固結工	粉体噴射攪拌工		85	
	1	固結工	高圧噴射攪拌工		85		
	1	固結工	スラリー攪拌工		85		
	1	固結工	生石灰バイル工		85		
	2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領 (案) 第8編 固結工 (スラリー攪拌工)編」による管 理の場合		85		
3	固結工	中層混合処理		86			
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		87	
		1	土留・仮締切工	鋼矢板		87	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		87	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		87	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		87	
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		88	
	3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			88	
3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			88		
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	102		
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6	
第12節 工場製作工 (共通)	3-2-12-1	1	一般事項	鑄造費(金属支承工)		90	
		2	一般事項	鑄造費 (大型ゴム支承工)		90	
		3	一般事項	仮設材製作工		91	
		4	一般事項	刃口金物製作工		91	
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を実施 する場合		92	
		1	桁製作工	シミュレーション仮組立 検査を行う場合		92	
		2	桁製作工	仮組立検査を実施しない 場合		94	
	3	桁製作工	鋼製堰堤製作工 (仮組立時)		95		
	3-2-12-4		検査路製作工			96	
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			96	
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			96	
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			96	
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			97	
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			97	
3-2-12-10		鋼製排水管製作工			97		
3-2-12-11		工場塗装工			98		

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		99	
			架設工（鋼橋）	ケーブルクレーン架設		99	
			架設工（鋼橋）	ケーブルエレクション架設		99	
			架設工（鋼橋）	架設桁架設		99	
			架設工（鋼橋）	送出し架設		99	
			架設工（鋼橋）	トラベラークレーン架設		99	
			架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		100	
			架設工（コンクリート橋）	架設桁架設		100	
			架設工支保工	固定		100	
			架設工支保工	移動		100	
			架設桁架設	片持架設		100	
			架設桁架設	押出し架設		100	
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		100	
		1	植生工	張芝工		100	
		1	植生工	筋芝工		100	
		1	植生工	市松芝工		100	
		1	植生工	植生シート工		100	
		1	植生工	植生マット工		100	
		1	植生工	植生筋工		100	
		1	植生工	人工張芝工		100	
		1	植生工	植生穴工		100	
		2	植生工	植生基材吹付工		101	
	2	植生工	客土吹付工		101		
	3-2-14-3		吹付工	コンクリート		102	
			吹付工	モルタル		102	
	3-2-14-4	1	法砕工	現場打法砕工		103	
		法砕工	現場吹付法砕工		103		
2		法砕工	プレキャスト法砕工		103		
3-2-14-6		アンカー工			104		
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		105	
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			105	
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		107	
			補強土壁工	多数アンカー式補強土工法		107	
			補強土壁工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法		107	
3-2-15-4		井桁ブロック工			107		
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ボンブ浚渫船		108	
		2	浚渫船運転工	クラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		108	
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		108	
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			109	
第6編 河川編							
第1章 築堤・護岸							
第3節 軽量盛土工	6-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6	
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	83	
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	83	
	6-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	84	
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	84	
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	85	
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	23	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	23	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26	
	6-1-7-4		護岸付属物工			110	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	27	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26	
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	27	
	6-1-7-8		法砕工		3-2-14-4法砕工	103	
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	19
			多自然型護岸工	巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	19
			多自然型護岸工	かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	19
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	102	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	100	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	4	
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	20
		羽口工	ふとんかご		3-2-3-27羽口工	20	
		羽口工	かご枠		3-2-3-27羽口工	20	
		羽口工	連節ブロック張り		3-2-5-3コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	26	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	105	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	105	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	16	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	17	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	17	
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20	
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	20	
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	17	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	17	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20	
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	20	
	6-1-10-8		杭出し水制工			110	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	9	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	29	
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	61	
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	75	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	77	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	21	
	6-1-11-10		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	22	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	8	
第12節 付帯道路施設工	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	11	
	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	11	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	8	
	6-1-13-3		配管工			110	
	6-1-13-4		ハンドホール工			111	
第2章 浚渫（川）							
第2節 浚渫工 （ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工 （民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	108	
第3節 浚渫工 （グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	108	
第4節 浚渫工 （バックホウ浚渫船）	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	108	
		2	浚渫船運転工 （面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	108	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6	
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	85	
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8	
	6-3-5-6	1	函渠工	本体内			111
		2	函渠工	ヒューム管			111
		2	函渠工	PC管			111
		2	函渠工	コルゲートパイプ			111
		2	函渠工	ダクタイル鑄鉄管			111
		函渠工	PC函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	20		
6-3-5-7		翼壁工			112		
6-3-5-8		水叩工			112		
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	16	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	17	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	17	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20	
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	20	
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	21	
	6-3-7-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	22	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	21	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	20	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	17	
第4章 水門							
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	92	
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	96	
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	96	
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	97	
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	96	
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	91	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	98
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	8
	6-4-6-7		床版工			112
	6-4-6-8		堰柱工			112
	6-4-6-9		門柱工			112
	6-4-6-10		ゲート操作台工			112
	6-4-6-11		胸壁工			112
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	112
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	112
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	16
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	17
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	17
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	20
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	17
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	99
	6-4-9-5		架設工（ケーブルクレーン架		3-2-13架設工（鋼橋）	99
	6-4-9-6		架設工（ケーブルエレクション		3-2-13架設工（鋼橋）	99
	6-4-9-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	99
	6-4-9-8		架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	99
	6-4-9-9		架設工（トラバークレーン架		3-2-13架設工（鋼橋）	99
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	150
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	22
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	109
第12節 橋梁付属物工 （鋼管理橋）	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	17
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	151
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	151
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	151
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	151
第14節 コンクリート管理橋 上部工（PC橋）	6-4-14-2		プレテンション桁製作工 （購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製 作工（購入工）	12
第14節 コンクリート管理橋 上部工（PC橋）	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁 製作工	12
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作 工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメ ント桁製作工 （購入工）	14
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組 立工		3-2-3-14プレキャストセグメ ント主桁組立工	14
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	150
	6-4-14-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工 （コンクリート橋）	100
	6-4-14-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工 （コンクリート橋）	100
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	109
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	151
第15節 コンクリート管理橋 上部工 （PCホロスラブ橋）	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10支承工	150
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	151
	6-4-15-5		PCホロスラブ製作工		3-2-3-15PCホロスラ ブ製作工	14
第16節 橋梁付属物工 （コンクリート管理橋）	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	17
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	151
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	151
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	151
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	151
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装 工	29
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	38
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	46
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	54
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファ ルト舗装工	57
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗 装工	61
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装 工	75
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	77

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5章 堰							
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	91	
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	92	
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	96	
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	96	
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	96	
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	97	
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	97	
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	96	
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	97	
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	91	
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	98	
	第5節 軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
	第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
		6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
6-5-6-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	25	
6-5-6-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	25	
6-5-6-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	8	
6-5-6-8			床版工		6-4-6-7床版工	112	
6-5-6-9			堰柱工		6-4-6-8堰柱工	112	
6-5-6-10			門柱工		6-4-6-9門柱工	112	
6-5-6-11			ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	112	
6-5-6-12			水叩工		6-3-5-8水叩工	112	
6-5-6-13			閘門工			112	
6-5-6-14			土砂吐工			112	
6-5-6-15			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	105	
第7節 固定堰本体工		6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
		6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	25	
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	25	
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	8	
	6-5-7-8		堰本体工			112	
	6-5-7-9		水叩工			112	
	6-5-7-10		土砂吐工			112	
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	105	
	第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			113
	第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			113
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	99	
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	99	
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	99	
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	99	
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	99	
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13架設工（鋼橋）	99	
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	150	
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	22	
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	109	
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	17	
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	151	
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	151	
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	151	
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	151	
第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-5-15-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	12	
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	12	
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	14	
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	14	
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	150	
	6-5-15-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	100	
	6-5-15-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	100	
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	109	
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	151	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第16節 コンクリート管理橋上部工 (P Cホロースラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	150
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	151
	6-5-16-5		P Cホロースラブ製作工		3-2-3-15P Cホロースラブ製作工	14
第17節 コンクリート管理橋上部工 (P C箱桁)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	150
	6-5-17-4		P C箱桁製作工		3-2-3-16P C箱桁製作工	16
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	151
第18節 橋梁付属物工 (コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	17
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	151
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	151
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	151
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		検査路工		10-4-8-8検査路工	151
	6-5-20-7		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9
			階段工		3-2-3-22階段工	17
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8
	6-6-4-6		本体工			114
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			114
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	105
	6-6-5-7		コンクリート床版工			114
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	16
第6節 吐出水槽工	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	21
	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	114
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		115
			本体工	植石張り	3-2-5-5石積(張)工	27
			本体工	根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	16
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	105
	6-7-4-8		水叩工			115
		水叩工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	19	
		水叩工	根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	16	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	115
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	115
	6-7-5-6		側壁工			115
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	115
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	105
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	27
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	23
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	4
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	61
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	29
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	9
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	9
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	11
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	110
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	111
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	100
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	4
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	100
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	20
			縁切工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	26
			縁切工	コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	26
	6-9-5-3		植生工	石張工	3-2-5-5石積(張)工	27
					3-2-14-2植生工	100

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	27
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	9
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	79
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	79
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	80
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	21
			排水構造物工	集水樹工	3-2-3-30集水樹工	22
6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5緑石工	8	
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	22
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	11

第7編 河川海岸編

第1章 堤防・護岸

第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	83
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	83
	7-1-4-4		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	84
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	84
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	85
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	17
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			116
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			116
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	23
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	23
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	8
第6節 護岸工	7-1-6-3		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	27
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			116
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			117
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	105
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			117
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			117
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	27
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	117
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	103
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	20
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	21
	7-1-12-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	22
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	21
			管渠工	プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	21
			管渠工	コレゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	21
			管渠工	ダクティル鑄鉄管	3-2-3-29暗渠工	21
7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	21	
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	17
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	9
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	29
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	61
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	75
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	21
	7-1-14-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	22
7-1-14-10		緑石工		3-2-3-5緑石工	8	
第14節 付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	11
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	11
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8

第2章 突堤・人工岬

第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			118
	7-2-4-5		吸出し防止工			118
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			118
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			119
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	8
	7-2-5-9		石枠工			119
7-2-5-10		場所打コンクリート工			119	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		120		
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		120		
		3	ケーソン工	突堤上部工 (塙所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		120		
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		121		
		2	セルラー工	セルラー工据付		121		
		3	セルラー工	突堤上部工 (塙所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		121		
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			121		
	7-2-6-3		根固めブロック工			122		
第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	17		
	7-2-7-3		消波ブロック工			122		
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)								
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			122		
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	118		
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	17		
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	119		
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	120		
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	121		
	7-3-4-6		塙所打コンクリート工		7-2-5-10塙所打コンクリート工	119		
第4章 浚渫(海岸)								
第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	108		
第4節 浚渫工(グラブ船)	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	108		
第5章 養浜								
第3節 軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6		
第4節 砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	122		
第8編 砂防編								
第1章 砂防堰堤								
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	95		
			鋼製堰堤仮設材製作工			123		
			工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	98		
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6		
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	100		
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	102		
	8-1-6-4		法粹工		3-2-14-4法粹工	103		
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	104		
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20		
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	20		
第8節 コンクリート堰堤工	8-1-8-4	1	コンクリート堰堤本体工			123		
			コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	123		
			コンクリート側壁工			123		
			水叩工			124		
第9節 鋼製堰堤工	8-1-9-5	1	鋼製堰堤本体工	不透過型		124		
		2	鋼製堰堤本体工	透過型		125		
	8-1-9-6		鋼製側壁工			126		
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	123		
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	124		
8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	22			
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	16		
			沈床工		3-2-3-18沈床工	17		
			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20		
8-1-10-7		かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	20			
	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9		
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	9		
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	29		
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	61		
編、章、節								
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	75		
			側溝工		3-2-3-29側溝工	21		
			集水樹工		3-2-3-30集水樹工	22		
			縁石工		3-2-3-5縁石工	8		
			区画線工		3-2-3-9区画線工	11		
		第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	11
			8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 流路							
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6	
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工（護岸）		3-2-4-3基礎工（護岸）	23	
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	105	
第4節 流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26	
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	27	
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	110	
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	100	
第5節 床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	123	
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	123	
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	123	
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	124	
	8-2-5-8		魚道工			126	
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	16	
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	17	
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20	
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	20	
		かご工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	19		
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	17	
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9	
第3章 斜面对策							
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6	
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	100	
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	102	
	8-3-4-4		法粹工		3-2-14-4法粹工	103	
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20	
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	20	
	8-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	104	
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	104	
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24	
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	105	
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	105	
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	107	
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	107	
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	133	
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所排水路工	21	
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			126	
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	21	
	8-3-6-6		現場排水路工		3-2-3-29場所排水路工	21	
	8-3-6-7		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	22	
	第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			127
		8-3-7-5		集水井工			127
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	105	
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	85	
第8節 地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8	
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24	
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24	
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	25	
	8-3-9-6		合成杭工			127	
第9編 ダム編							
第1章 コンクリートダム							
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		128	
			コンクリートダム工	水叩		128	
			コンクリートダム工	副ダム		129	
			コンクリートダム工	導流壁		130	
第2章 フィルダム							
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			131	
	9-2-4-6		フィルターの盛立			131	
	9-2-4-7		ロックの盛立			131	
	9-2		フィルダム（洪水吐）			132	
第3章 基礎グラウチング							
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			132	
第10編 道路編							
第1章 道路改良							
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工			133	
			遮音壁支柱製作工	工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	98	
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	82	
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	82	
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	84	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	10-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-2-7-7パーチカルドレーン工	84
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	84
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	85
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	100
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	102
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	103
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	104
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	20
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	105
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	105
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	107
			補強土壁工	多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	107
			補強土壁工	ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	107
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	107
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	27
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
	10-1-9-6		場所打函渠工			133
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	20
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	21
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	21
	10-1-10-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	22
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	21
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	21
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	21
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			133
	10-1-11-5		落石防護柵工			133
	10-1-11-6		防雪柵工			135
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			135
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			135
	10-1-12-5		遮音壁本体工			135
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	82
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	82
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	29
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	38
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	46
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	54
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	57
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	61
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	75
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	77
	10-2-4		歩道路盤工			137
			取合舗装路盤工			137
			路肩舗装路盤工			137
		歩道舗装工			137	
		取合舗装工			137	
		路肩舗装工			137	
		表層工			137	
第5節 排水構造物工	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	21
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	21
	10-2-5-5		集水樹（街渠樹）・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	22
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	21
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	21
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	21
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			138
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	8
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		138
			踏掛版工	ラバーシュー		138
			踏掛版工	アンカーボルト		138

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	9	
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9	
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	9	
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	9	
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8	
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		138	
		2	大型標識工	標識柱工		139	
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	11	
編、章、節							
第12節 道路付属施設工							
	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	11	
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			140	
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		140	
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		140	
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	17	
第3章 橋梁下部							
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	91	
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			141	
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	97	
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	98	
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6	
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24	
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24	
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	25	
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	25	
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	25	
	10-3-6-8		橋台躯体工			142	
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	142	
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24	
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	25	
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	25	
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	25	
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	26	
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		144	
		1	橋脚躯体工	重力式		144	
	1	橋脚躯体工	半重力式		144		
	2	橋脚躯体工	ラーメン式		146		
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	24	
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24	
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	25	
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	25	
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	25	
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	26	
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		147	
		2	橋脚フーチング工	門型		148	
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		148	
		2	橋脚架設工	門型		149	
	10-3-8-11		現場継手工			149	
10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	22		
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	23	
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	23	
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26	
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	110	
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	27	
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26	
	10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	27	
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	103	
	10-3-11-8			多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	19
				多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	19
				多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	19
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	102	
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	100	
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	4	
	10-3-11-12			羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20
			羽口工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	20	
			羽口工	かご枠	3-2-3-27羽口工	20	

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
			羽口工	連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	26
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	105
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	105
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	92
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	96
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	96
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	96
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	97
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	96
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			150
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	92
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	97
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	98
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	99
	10-4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	99
	10-4-5-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	99
	10-4-5-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	99
	10-4-5-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	99
	10-4-5-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	99
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		150
		2	支承工	ゴム支承		150
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	22
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	109
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	17
	10-4-8-3		落橋防止装置工			151
	10-4-8-5		地覆工			151
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			151
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			151
	10-4-8-8		検査路工			151
	第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
10-4-9-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	24
10-4-9-5			橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	147
			橋脚フーチング工	T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	147
10-4-9-6			歩道橋(側道橋)架設工		3-2-13架設工(鋼橋)	99
10-4-9-7			現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	22
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	97
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	96
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	96
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	96
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	98
	第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)
			プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	12
10-5-5-3			ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	12
10-5-5-4			プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	14
10-5-5-5			プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	14
10-5-5-6			支承工		10-4-5-10支承工	150
10-5-5-7			架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	100
10-5-5-8			架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	100
10-5-5-9			床版・横組工		3-2-18-2床版工	109
10-5-5-10			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	151
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		152
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	150
	10-5-6-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	99
	10-5-6-5		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	99
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	109
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	151

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	150	
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	14	
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	151	
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	150	
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	14	
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	151	
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	14	
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	150	
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	16	
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	151	
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	16	
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	150	
	10-5-11-4		架設工(片持架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	100	
第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	16	
	10-5-12-3		架設工(押し架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	100	
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	17	
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	151	
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	151	
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	151	
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	151	
第6章 トンネル (NATM)							
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			152	
	10-6-4-4		ロックボルト工			152	
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			153	
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	153	
	10-6-5-5		床版コンクリート工			153	
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			154	
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	21	
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			154	
第8節 坑門工	10-6-8-5		明り巻工			155	
第11章 共同溝							
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	98	
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			156	
	10-11-6-4		カラー継手工			156	
	10-11-6-5	1	防水工	防水			156
		2	防水工	防水保護工			156
	3	防水工	防水壁			157	
第7節 ブレキャスト構築工	10-11-7-2		ブレキャスト躯体工			157	
第12章 電線共同溝							
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		157	
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		158	
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	156	
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			158	
第13章 情報ボックス工							
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工(管路部)	157	
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	158	
第14章 道路維持							
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	79	
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	79	
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工				159
		2	切削オーバーレイ工	面管理の場合			159
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	80	
	10-14-4-7		路上再生工			160	
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	75	
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	21	
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	21	
	10-14-5-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	22	
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	21	
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	21	
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	21	
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	9	
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9	
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	9	
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	9	
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8	
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	138	

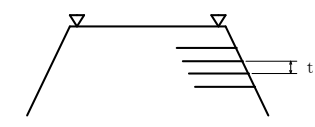
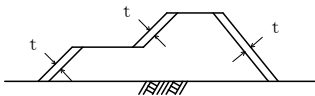
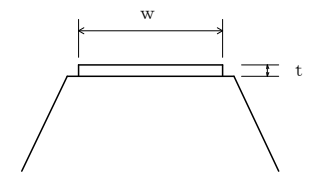
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	11
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	140
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	140
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	105
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	105
第11節 石・ブロック積(張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	27
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	133
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	20
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	100
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	102
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	103
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	104
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	20
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	17
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	151
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	151
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	151
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	151
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	11
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			161
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	96
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	79
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	79
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	159
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	80
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	160
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	75
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	21
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	21
	10-16-6-5		集水樹・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	22
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	21
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	21
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	21
第7節 縁石工	10-16-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	8
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	9
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	9
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	9
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	9
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	138
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	11
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	11
第12節 道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	140
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	140
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	105
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	105
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	26
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	27
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	133
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	20
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	100
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	102
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	103
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	104
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	20
			かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	20
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	133
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	133
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	135
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	135
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	161
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	150
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10支承工	150

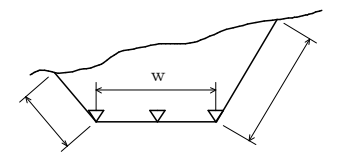
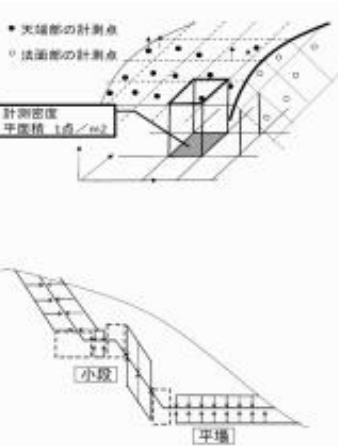
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	17
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	151
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	151
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	151
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	151
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	151
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	22
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装	11
第14編 公園緑地編						
第2章 植栽						
第3節 植栽工	14-2-3		植栽工 高木・中木			162
			植栽工 低木			162
			張芝			162
			つる性補助 笹類、草木類等			162
			球根			162
			種子			162
			支柱			162
第3章 施設整備						
	14-3		遊具	ジャングルジム・滑台等		163
			園路園地舗装工	石張、平板、ダスト簡易舗装等		163
			運動施設	クレイ舗装		163
			基盤工			163
			下層工			163
			中層工			163
第15編 下水道編						
第1章 管路						
第3節 管きょ工（開削）	15-1-3-3		管路掘削			164
			管路埋戻			164
	15-1-3-4		管布設	自然流下管		164
			矩形渠	プレキャスト		165
			圧送管			165
	15-1-3-5		砂基礎			165
			砕石基礎			165
			コンクリート基礎			166
			まくら土台基礎			166
		はしご胴木基礎			166	
15-1-3-6		現場打水路			167	
15-1-3-7		鋼矢板土留			167	
第4・5節 管きょ工（小口径 推進、推進）	15-1-4・5-3		推進工			168
	15-1-4・5-4		空伏工			168
第6節 管きょ工（シールド）	15-1-5-3		掘進工			169
	15-1-5-4		二次覆工			169
第7節 管きょ更生工	15-1-7-3		反転・形成工法			170
			製管工法			170
第8節 マンホール工	15-1-8-3		現場打ちマンホール工			171
			マンホール基礎工			171
	15-1-8-4		組立マンホール工			172
15-1-8-5		小型マンホール工			172	
第9節 特殊マンホール工	15-1-9-4		現場打ち特殊人孔			172
	15-1-9		伏せ越し室・雨水吐室			173
	15-1-9		伏せ越し管			173
	15-1-9		越流堰（雨水吐室）			174
	15-1-9		中継ポンプ施設			174
第10節 取付管およびます工	15-1-10-4		公共ます			175
	15-1-10-5		取付管			175
第13節 立坑工	15-1-13		立坑工			176
	15-1-13		立坑土工			176
第2章 処理場・ポンプ場						
第6節 本体作業土工	15-2-6-2		土工	掘削		177
第7節 本体仮設工	15-2-7-2		土留・仮締切工	H鋼杭、鋼矢板		177
第8節 本体築造工	15-2-8-9		構造物基礎			178
			池・槽の主要構造物			178
			池・槽の付属構造物			178
			開口部			179
			ゲート用開口部			179
		可動せき用開口部			179	
	15-2-8-11		流出トラフ			180
15-2-8-12		越流堰			180	
		燃料貯留槽工			180	
第9節 場内管路工	15-2-9-10		流入渠・流出渠			181

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 ヶ 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川 土工 ・ 海岸 土工 ・ 砂防 土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下 のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定により測点によ る管理を行う場合は、設計図書の測点 毎。基準高は掘削部の両端で測定。			
						法長ℓ	ℓ < 5 m				-200
							ℓ ≥ 5 m				法長 - 4%
				2	掘削工 (面管理の場合)		平均 値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理にお いて「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(案)」に基づき出来形管理を面 管理で実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施する場合に 適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高 較差または水平較差を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以 内に存在する計測点は、標高較差の評価 から除く。同様に、標高方向に±5cm以 内にある計測点は水平較差の評価から除 く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面 とすることを基本とする。規格値が変わ る場合は、評価区間を分割するか、ある いは規格値の条件の最も厳しい値を採用 する。		1-2-3-2
				平場	標高較差	±50	±150				
				法面 (小段 含む)	水平または 標高較差	±70	±160				
				法面 (軟岩 I) (小段 含む)	水平または 標高較差	±70	±330				

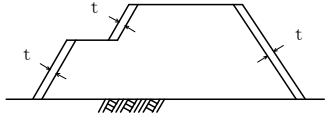
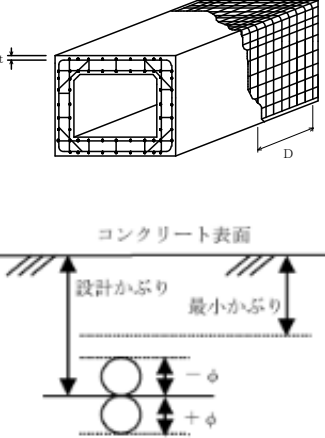
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測定ヶ所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均 値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	+300 以下			
						法面 (小段 含む)	水平または 標高較差	±70	+300 以下			

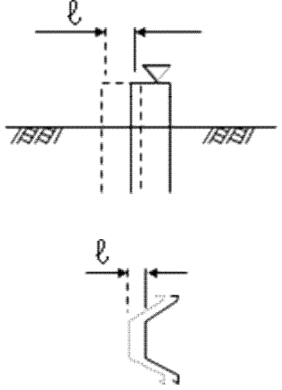
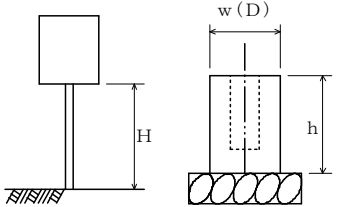
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 ヶ 所	摘 要			
1 共通編	2 土工	3 河川 土工・ 海岸 土工・ 砂防 土工	3	1	盛土工	基準高 ▽	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。					
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-100		
							ℓ ≥ 5 m				法長 - 2%		
						幅 w ₁ , w ₂					-100		
			2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	-150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
					法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170					
					法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170					
					※ただし、 ここでの勾配は、鉛直方向のながさ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの								

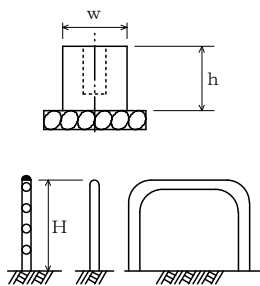
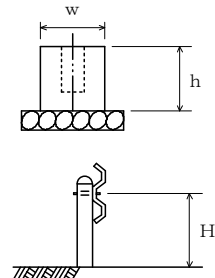
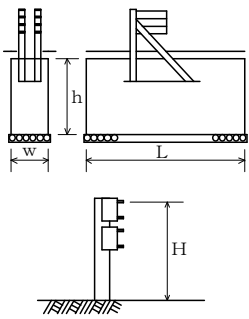
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 ヶ 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基 準 高 ▽	-50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20 m以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」に基づき出来形 管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施すること ができる。			
						厚 さ t	-50				
						控 え 長 さ	設計値以上				
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20 m以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」に基づき出来形 管理を実施する場合は、同要領に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施すること ができる。			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚 さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長 20mにつき1ヶ所、延 長 20m以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは、施工延長 100mにつき1ヶ 所、100m以下は2ヶ所、中央で測 定。		
							t ≥ 15cm	-50			
						幅 w		-100			

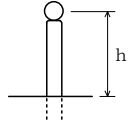
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 ヶ 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
						法長 ℓ	ℓ < 5 m				-200	
							ℓ ≥ 5 m				法長 - 4%	
						幅	w				-100	
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2		
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±330

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 ヶ 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4		
						法長 l	$l < 5\text{ m}$				-100	
							$l \geq 5\text{ m}$				法長-2%	
						幅 w_1, w_2	-100					
			4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)		天端	標高較差	±50	±150	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	
							法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190		
						平均值	個々の計測値					

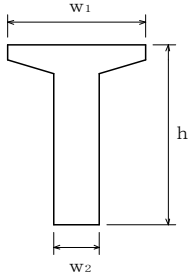
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 ヶ 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		
						かぶり t	設計かぶり ±φかつ 最小かぶり 以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要	
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ∇	±50	基準高は施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 ℓ	100				
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3	2	3	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所/1基			
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
							高 さ h	-30			
							根 入 長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30				
							パイプ取付高 H	+30 -20	1 ヶ所 / 1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所 / 施工延長 40m 40m以下のものは、2 ヶ所 / 1 施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30				
							ビーム取付高 H	+30 -20	1 ヶ所 / 1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1 ヶ所 / 1 基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
						高さ h	-30				
						延長 L	-100				
							ケーブル取付高 H	+30 -20	1 ヶ所 / 1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

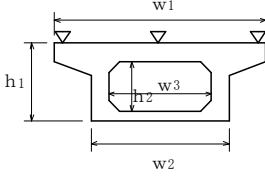
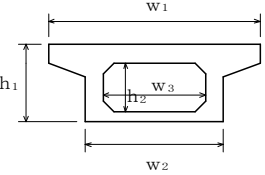
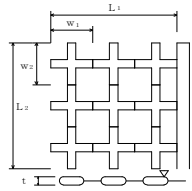
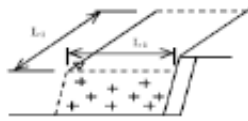
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。	断面図	
						断面の外形寸法	± 5		側面図	
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8		平面図	
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \cdots$ $L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。	断面図	
						断面の外形寸法	± 5		側面図	
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8		平面図	
						横方向の曲がり δ_2	± 10			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	3	13		ポストテンション桁 製作工	幅（上） w_1	+10 - 5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。 ℓ : 支間長 (m)		
						幅（下） w_2	± 5			
						高 さ h	+10 - 5			
						桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

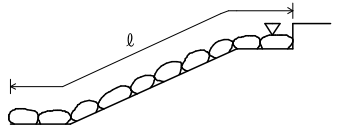
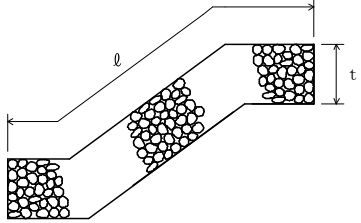
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	プレキャストセグメント 桁製作工（購入工）	桁 長 l	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		
						断面の外形寸法（mm）	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 l 支 間 長	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots \pm$ $(l - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 l ：支間長（m）		
						横方向最大タワミ	0.8 l			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 l ：支間長（m） 桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 l ：桁長（m）		

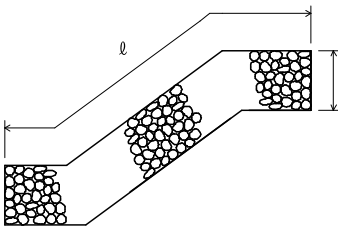
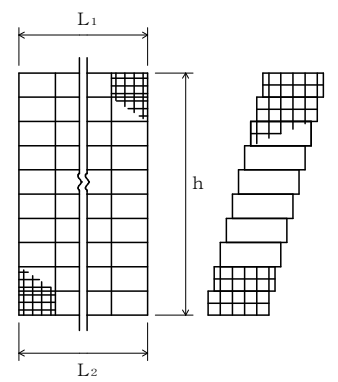
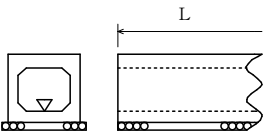
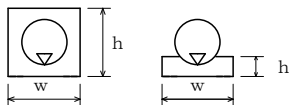
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	幅 w_1, w_2	-5~+30	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		
						厚 さ t	-10~+20			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm$ ($\ell - 5$) かつ -30mm 以内			

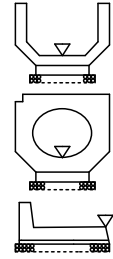
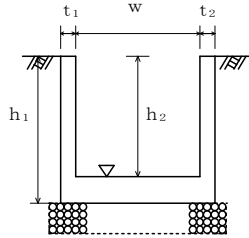
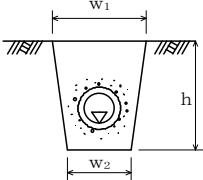
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で 1ヶ所当たり両端と中央部の 3点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）					
						幅（上） w ₁	- 5 ~ +30						
						幅（下） w ₂	- 5 ~ +30						
						内 空 幅 w ₃	± 5						
						高 さ h ₁	+10 - 5						
						内空高さ h ₂	+10 - 5						
						桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ-5) かつ -30mm 以内						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	P C押し箱桁製作工	幅（上） w ₁	- 5 ~ +30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）					
						幅（下） w ₂	- 5 ~ +30						
						内 空 幅 w ₃	± 5						
						高 さ h ₁	+10 - 5						
						内空高さ h ₂	+10 - 5						
						桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ-5) かつ -30mm 以内						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは 20 個につき 1ヶ所測定。				
							厚さ t	-20					
							幅 W ₁ , W ₂	-20					
							延長 L ₁ , L ₂	-200				1 施工箇所毎	
						乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。				
							延長 L ₁ , L ₂	- t / 2				1 施工箇所毎	
						は根固めブロックの高さ							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	18		沈床工	基 準 高 ▽	±150	1組毎		
						幅 w	±300			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	基 準 高 ▽	-100	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		
						高 さ h	-30			
						長 さ L	-30			
						段 数	±0段			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	2 4	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凸凹は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凸凹が3mm以下		<p>横軸方向</p> <p>①ゴムジョイント部材の突出高さ</p> <p>②コンクリートの施工後の高さ</p> <p>③橋脚の軒張裏</p> <p>④伸縮装置の設置高さ</p> <p>据付け高:「A」と「B」の設計値との差分 仕上げ高: 仮打ちコンがある場合「B」と「C」の差分、 仮打ちコンが無い場合「B」と「D」の差分</p>
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2			

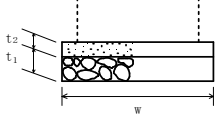
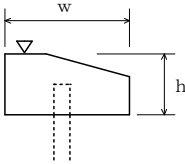
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据 付 け 高 さ	± 3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		
						橋軸方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	± 2				
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	± 5				
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2										
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3				

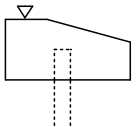
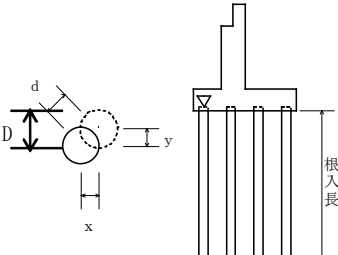
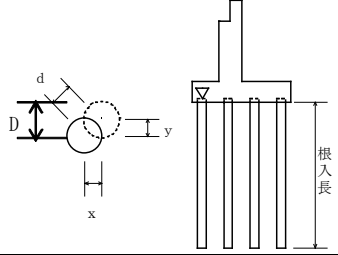
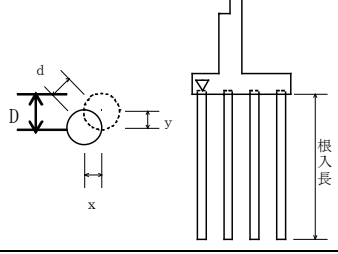
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高 ∇	± 500	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法 長 $ℓ$	-200			
						延 長 L	-200			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 $ℓ$	-100	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	$-0.2 t$			
						延 長 L	-200			

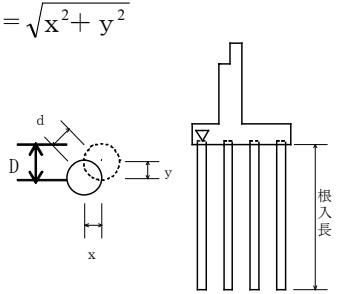
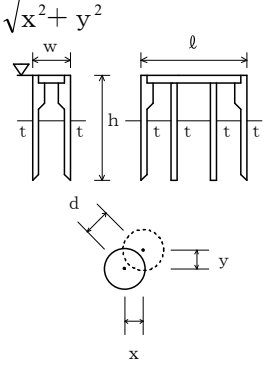
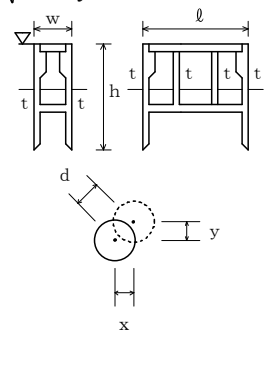
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法 長 l	$l < 3m$	-50	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
							$l \geq 3m$	-100			
						厚 さ t		-50			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h	-100	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
						延 長 L_1, L_2	-200				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカルバート 工 (プレキャストボックス 工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 20mにつき 1ヶ所、施工延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ 所。 ※印は、現場打部分のある場合。			
						※幅 w	-50				
						※高 さ h	-30	1 施工箇所毎			
						延 長 L	-200				

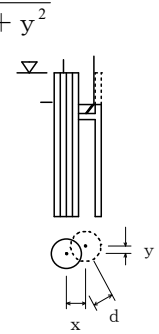
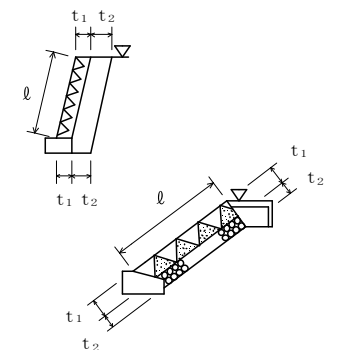
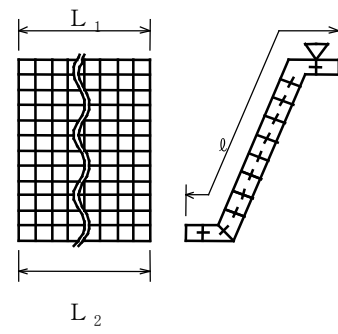
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (現場打水路工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長20mにつき1ヶ所、施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長20mにつき1ヶ所。 延長20m以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水桝工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		基準の改定に伴い測定基準に追加。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3	2	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長20mにつき 1ヶ所、延長20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200			
3	2	4	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
3	2	4	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径	設計値以上			
3	2	4	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100 以内			
						傾 斜	1/100 以内			
						杭 径	{設計径（公称径）-30} 以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライフプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルイングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150 以内			
						傾 斜	1/50 以内			
						基 礎 径 D	設計径 (公称径) 以上※			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300 以内			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300 以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300 以内				
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(ブロック積張) t ₁	-50				
						厚さ(裏込) t ₂	-50				
						延 長 L	-200				
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 ℓ	-100				
						延 長 L ₁ , L ₂	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-100				
						延 長 L	-200				
3	2	5	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(ブロック) t ₁	-50				
						厚さ(裏込) t ₂	-50				
						延 長 L	-200				
3	2	5	5		石積(張)工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(石積・張) t ₁	-50				
						厚さ(裏込) t ₂	-50				
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	6	6	4	橋面防水工（シート系 床版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所 毎に目視と測定により全面を確認		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 20m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満	品質管理基準との整合
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	品質管理基準との整合
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工	厚 さ	-15	-20	- 5	- 7	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	品質管理基準との整合	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 2,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000m ² 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満	
						幅	-25	-25	—	—			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-7
平坦性	-		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下										

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 20m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 40m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 40m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	幅 国 80m ↓ 県 40m (施工規模を考慮)
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-25	-25	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² 毎に 1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
					(面管理の場合)	平坦性	—		3m ² プロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延 20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 40m 幅 国 80m ↓ 県 40m (施工規模を考慮)
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	(施工規模を考慮)
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア- を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 コア-採取について 橋面舗装等でコア-採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア- を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長 40m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	-25	-25	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² 毎に1個の割でコア- を採取して測定。ただし、幅は設計 図書の測点によらず延長 40m以下の間 隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—	—	3mプロフィールメ- タ- (σ)2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-9

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9
						平坦性	—		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長 20m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 100m 毎に 1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に 1ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9		-3	幅は、片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 100m 毎に 1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-25		—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70			
						t ≥ 15cm		±90	+50 -15			
						t ≥ 15cm	±90	+50 -15				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-10	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m (施工規模を考慮)
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25	-25	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² 毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方中 規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-11
						平坦性	—		3mプロファイルメータ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長 20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。厚さは、個々の測定値が 10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 40m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						厚 さ	-45		-15			
						幅	-50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50		—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅	-50		—			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	- 9	-12	- 3	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に 1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-25		—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25		—			
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
				6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。		
						厚 さ	-45		-15			
						幅	-50		—			
				7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-50		—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未 満あるいは施工面積が2,000 m ² 未 満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	延長 国 80m ↓ 県 40m
						幅	-50		—			
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	- 9	-12	- 3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-25		—			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	厚さ 国 200m ↓ 県 40m 幅 国 200m ↓ 県 80m
						幅	-35		—			
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下。			
						目地段差	±2					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p>	3-2-6-12	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p>	3-2-6-12	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p>	3-2-6-12	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						平坦性	—		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>	3-2-6-12	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p>	3-2-6-12	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p>	3-2-6-12	

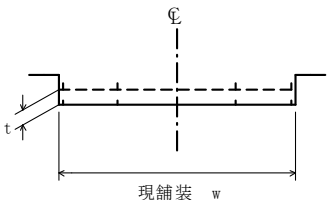
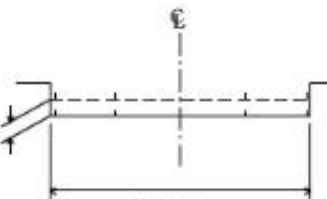
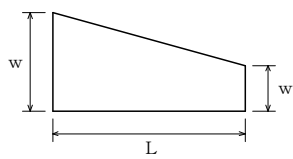
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-12
						平坦性	—		3m ^φ プロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 40m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						厚 さ	-45		-15			
						幅	-50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-50		—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未 満あるいは施工面積が2,000 m ² 未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しな ければならないとともに、10個の測定値の 平均値(X ₁₀)について満足しな ければならない。ただし、厚さのデータ 数が10個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	幅 80m ↓ 県 40m
						幅	-50		—			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—			
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-25		—			

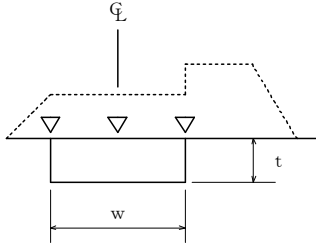
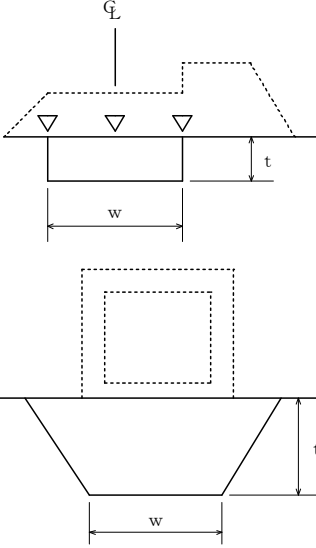
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 20m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線 100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 100m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						厚さ	-45		-15			
						幅	-50		—			
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 100m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	-50		—			

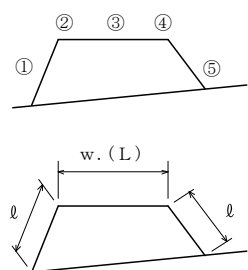
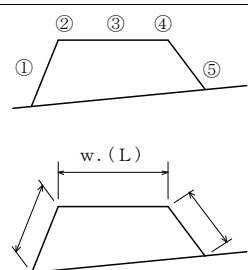
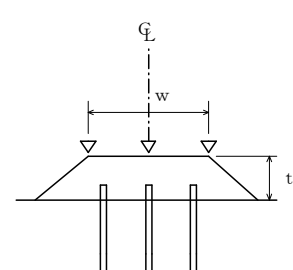
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア ーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000 m ² 未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値 (X ₁₀) について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。	幅 80m ↓ 県 40m
						幅	-50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア ーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等 に損傷を与える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割でコア ーを採取して測定。		
						幅	-25		—			

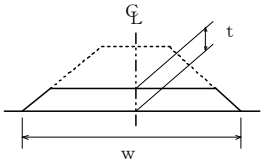
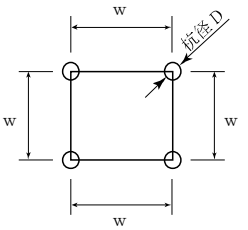
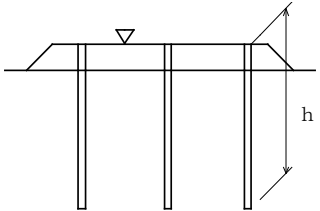
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 \bar{x} (X)			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは 20m 毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 20m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		厚さ 国 40m ↓ 県 20m
						幅 w	-25	-			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長 40m 毎に測定するものとし、延長 40m 未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		
						幅 w	-25	-			
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎 1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	- 9	厚さは 20m 毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、延長 20m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		厚さ 国 40m ↓ 県 20m 幅 国 80m ↓ 県 40m
						幅 w	-25			
						延 長 L	-100			
						平 坦 性	—			

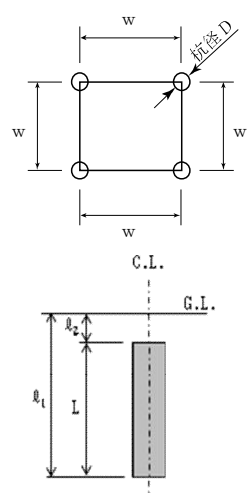
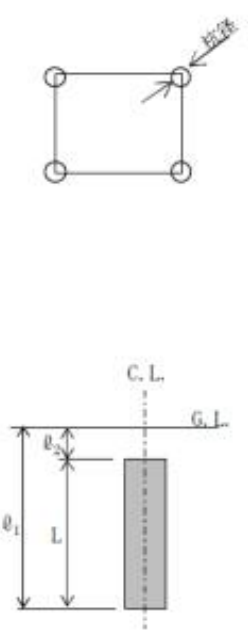
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測定箇所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平 坦 性	—	3m ² プロファイルメーター(σ)2.4mm以下 (σ)1.75mm以下			

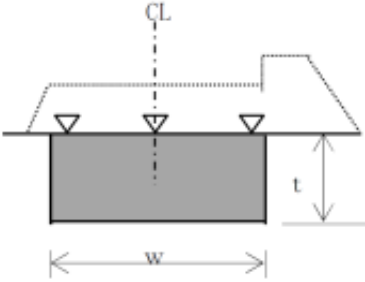
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ∇	± 50	延長 20m 毎に 1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		国 40m ↓ 県 20m
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		国 40m ↓ 県 20m
						置 換 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

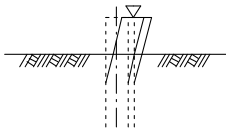
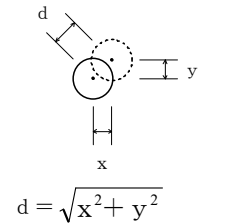
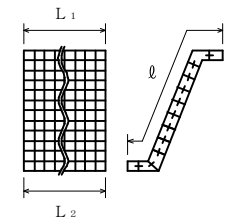
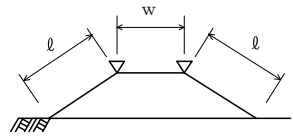
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		国 40m ↓ 県 20m
						法 長 l	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT 施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		
						法 長 l	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。		国 40m ↓ 県 20m
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

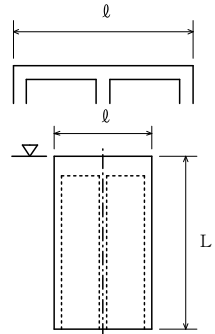
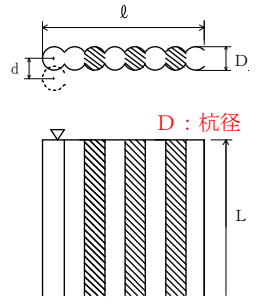
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長 20mにつき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		国 40m ↓ 県 20m
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3	2	7	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	20本に1ヶ所。 20本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		国 100本 ↓ 県 20本
						杭 径 D	設計値以上			
			打 込 長 さ h			設計値以上				
			8		締固め改良工 (サンドコンパクション ンパイル工)	サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		
										

※余長は、適用除外

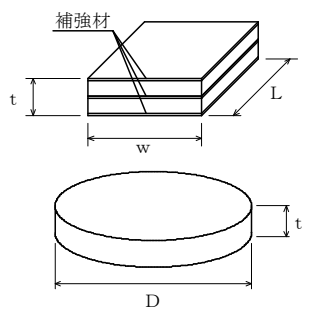
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ∇	-50	20本に1ヶ所。 20本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		国 100 本 ↓ 県 20 本
						位 置・間隔 w	D/4 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上	全本数 $L = l_1 - l_2$ l_1 は改良体先端深度 l_2 は改良体天端深度		
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(第8編固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」による管理の場合	基 準 高 ∇	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位 置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高	▽	設計値以上		
						施 工 厚 さ	t	設計値以上		
						幅	w	設計値以上		
						延 長	L	設計値以上		

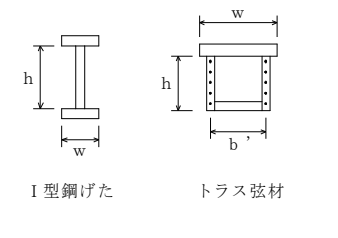
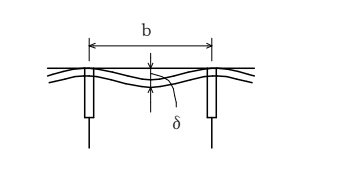
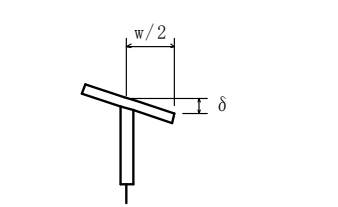
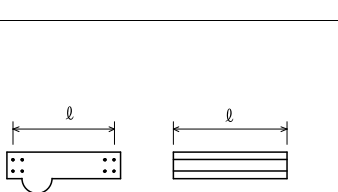
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ∇	±100	基準高は施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m
						根 入 長	設計値以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ l	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		
						配 置 誤 差 d	100			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 l	-100	施工延長 20mにつき 1ヶ所、延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		国 40m ↓ 県 20m
						延 長 L_1 L_2	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		国 50m ↓ 県 20m
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 l	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50	施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 (任意仮設は除く)		国 50m ↓ 県 20m
3	2	10	9	地中連続壁工 (壁式)	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 10mにつき 1ヶ所。延長 10m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		基準高 国 40m ↓ 県 20m 変位 国 20m ↓ 県 10m	
					連壁の長さ l	-50				
					変 位	300				
					壁 体 長 L	-200				
3	2	10	10	地中連続壁工 (柱列式)	基 準 高 ∇	± 50	基準高は施工延長 20mにつき 1ヶ所。 延長 20m以下のものについては 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は施工延長 10mにつき 1ヶ所。延長 10m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		基準高 国 40m ↓ 県 20m 変位 国 20m ↓ 県 10m	
					連壁の長さ l	-50				
					変 位 d	D/4 以内				
					壁 体 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要		
3	土木工事共通編	2	12	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。		
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≦1000mm	1以下			
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								>1000mm	1.5以下			
							アンカーバー用孔 (鑄放し)	ドリル加工孔	≦100mm			+3 -1
									>100mm			+4 -2
							アンカーボルト	孔の中心距離※1				JIS B 0403-1995 CT13
								センターボス	ボスの直径			+0 -1
									ボスの高さ			+1 -0
							ボス※5	ボスの直径				+0 -1
								ボスの高さ				+1 -1

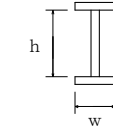
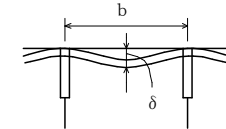
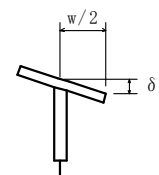
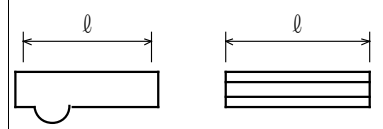
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要			
3	土 木 工 事 共 通 編	2	12	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び橋軸直角 方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照				
							全移動量 Q ※4	$Q \leq 300\text{mm}$				± 2	
								$Q > 300\text{mm}$				$\pm Q / 100$	
							組立高さ H	上、下面加工仕上げ				± 3	
								コンクリート構造用				$H \leq 300\text{mm}$	± 3
												$H > 300\text{mm}$	($H/200+3$) 小数点以下切り捨て
							普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)				JIS B 0403-1995 CT14	
								鑄放し肉厚寸法 ※2)				JIS B 0403-1995 CT14	
								削り加工寸法				JIS B 0403-1995 CT14	
								ガス切断寸法				JIS B 0403-1995 CT14	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	12	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅	$w, L, D \leq 500$	$0 \sim +5$	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1	
							長さ L 直径 D	$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	$0 \sim +1\%$				
								$1500 < w, L, D$	$0 \sim +15$				
								厚さ t	$t \leq 20\text{mm}$				± 0.5
							$20 < t \leq 160$		$\pm 2.5\%$				
							$160 < t$		± 4				
							相対誤差	$w, L, D \leq 1000\text{mm}$					1
								$1000\text{mm} < w, L, D$					$(w, L, D) / 1000$

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	1	3	仮設材製作工	部 材 部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要							
								鋼桁等	トラス・アーチ等									
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2) …… 2.0 < w	主げた・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 J I S 製品を使用する場合は J I S 認定工場の成績表にかえることができる。	鋼桁等	トラス・アーチ等	 <p>I型鋼げた トラス弦材</p>							
													部	板鋼げた及びトラス等の部材の腹平板	h / 250	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
													材	箱げた及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150			
													精	フランジの直角度 delta (mm)	w / 200			
													度	部	鋼げた	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。	
														トラス、アーチなど	±2… ℓ ≤ 10 ±3… ℓ > 10			
															圧縮材の曲がり delta (mm)	ℓ / 1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 delta、フランジの直角度 delta、圧縮材の曲り delta」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>																		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要				
								鋼げた等	トラス・アーチ等						
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。	—						
										主げた、主構の中心 間距離 B (m)		$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
										主構の組立高さ h (m)		$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\cdots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。	
										主げた、主構の通り δ (mm)		$5+L/5 \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$	最も外側の主げた又は主構について 支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)	—	
										主げた、主構のそり δ (mm)		$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots$ $80 < L \leq 200$	各主げたについて 10～12m間隔を測定。 L：主げたの 支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L：主構の支間長 (m)	
										主げた、主構の橋端 における出入差 δ (mm)		設計値 ± 10	どちらか一方の主げた（主構）端を 測定。	—	
										主げた、主構の鉛直 度 δ (mm)		$3+h/1,000$	各主桁の両端部を 測定。 h：主げたの高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h：主構の高さ (mm)	
										現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)		設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)		



※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

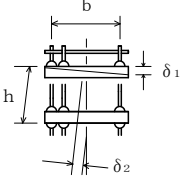
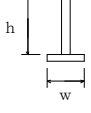
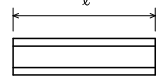
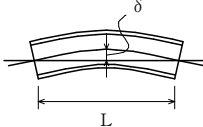
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要	
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$	主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼げた		
						腹板高 h (m)	$0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots$ $2.0 < w$				
						部 材 精 度	板鋼げた等の部材の腹板の平面度 δ (mm)	$h / 250$	主げた 各支点及び各支間中央付近を測定。		
							箱げた等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b / 150$			
						フランジの直角度 δ (mm)	$w / 200$				
部材長 ℓ (m)	鋼げた	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	主要部材全数を測定。								

※規格値のw に代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定		3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 l	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	4		検査路製作工	部 材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	5		鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。		3-2-12-5 鋼道路橋施工 便覧に準拠表 現の適正化
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置 との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ± 4			
							フィンガーの食い 違い δ_2 (mm)	± 2			
										(実測値) δ_2	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	6		落橋防止装置製作工	部 材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部 材 長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		
							鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$			
							高さ h (mm)	± 5			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	9		プレビーム用桁製作工	部 材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた	
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$			
							部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について 主要部材全数で測定。		
							仮組立時	主げたのそり $-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$	各主げたについて 10～12m 間隔を測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	10		鋼製排水管製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土 木 工 事 共 通 編	2	13		架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラバークレーン架設）	全 長 L (m) 支間長 L _n (m)	± (20+L/5) ± (20+L _n /5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通 り δ (mm)	± (10+2L/5)	L：主げた・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	± (25+L/2)	主げた、主構を全数測定。 L：主げた・主構の支間長(m)		
						※主げた、主構の 中心間距離 B (m)	± 4………B ≤ 2 ± (3+B/2)……… B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主げたの橋端に おける出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		
						※主げた、主構の 鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主げたの両端部を測定。 h：主げた・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部 のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。

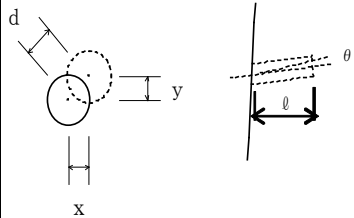
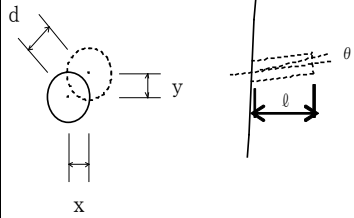
ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

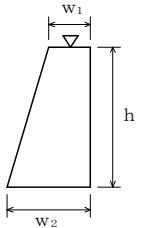
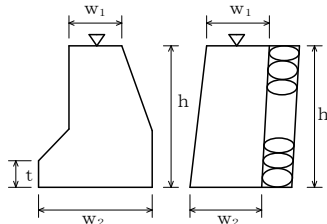
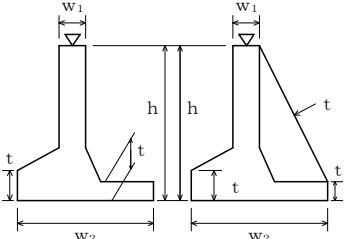
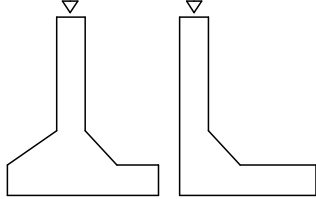
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要		
3	土 木 工 事 共 通 編	2	13		架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押し架設）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。				
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。				
						そ り	—	主桁を全数測定。				
3	土 木 工 事 共 通 編	2	14	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5m	—200	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	国 40m ↓ 県 20m	
								ℓ ≥ 5m	法長の-4%			
								盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5m			-100
									ℓ ≥ 5m			法長の2%
							延 長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要		
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 l	$l < 5$	-200	施工延長 20mにつき1ヶ所、20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		延長 国 40m ↓ 県 20m 面積 国 200 m ² ↓ 県 100 m ²	
							$l \geq 5m$	法長の-4%				
						厚さ t	$t < 5cm$	-10				施工面積 100 m ² につき1ヶ所、面積 100 m ² 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。
							$t \geq 5cm$	-20				
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						
						延 長 L		-200				1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

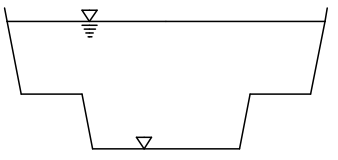
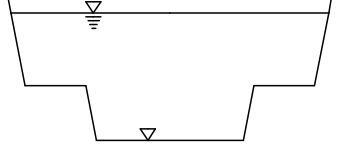
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	14	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 l	$l < 3m$	-50	施工延長 20mにつき 1ヶ所、20m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		延長 国 40m ↓ 県 20m 国 200 m ² ↓ 県 100 m ²
							$l \geq 3m$	-100			
						厚 さ t	$t < 5cm$	-10	100 m ² につき 1ヶ所以上、100 m ² 以下は 2ヶ所をせん孔により測定。 但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上		
							$t \geq 5cm$	-20			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。。			

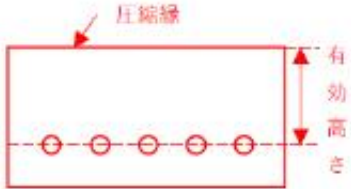
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法 枠 工 (現 場 打 法 枠 工) (現 場 吹 付 法 枠 工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		曲線部は設計図書による 国 40m ↓ 県 20m 国 100m ↓ 県 40m
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅	w	-30			
						高 さ	h	-30			
						枠 中 心 間 隔	a	± 100			
						延 長	L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法 枠 工 (プ レ キ ャ ス ト 法 枠 工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎	国 40m ↓ 県 20m	
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						延 長	L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測定箇所	摘 要
	2	14	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数（任意仮設は除く）	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工にも適用する
3	2	14	6		アンカー工	配置誤差 d	100	全数（任意仮設は除く）	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工にも適用する
						せん孔方向 θ	±2.5 度			

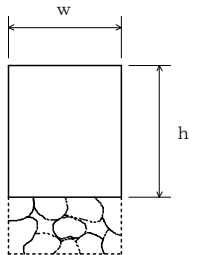
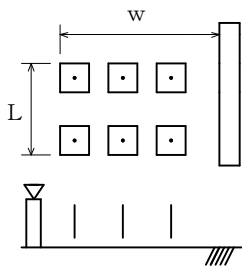
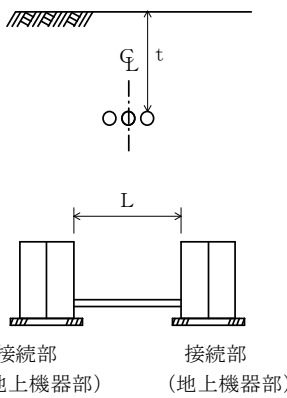
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		国 40m ↓ 県 20m
						厚 さ t	-20			
						裏 込 厚 さ	-50			
						幅 w_1, w_2	-30			
						高 さ h	$h < 3m$			
							$h \geq 3m$	-100		
延 長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。								
										
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		国 40m ↓ 県 20m
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-3 国40m ↓ 県20m	
						高 さ h	$h < 3\text{ m}$				-50
							$h \geq 3\text{ m}$				-100
						鉛 直 度 Δ	$\pm 0.03\text{ h}$ かつ ± 300 以内				
						控 え 長 さ (補強材の設計長)	設計値以上				
延 長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工	4		井桁ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m	
						法 長 l	高さ $h < 3\text{ m}$				-50
							高さ $h \geq 3\text{ m}$				-100
						厚 さ t_1, t_2, t_3	-50				
						延 長 L_1, L_2	-200				1 施工箇所毎

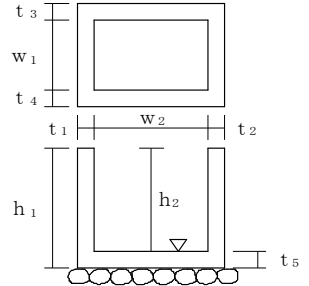
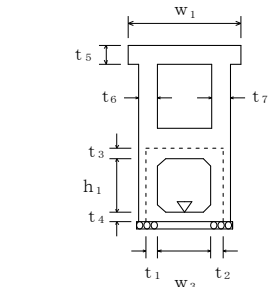
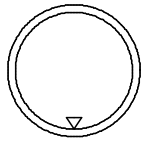
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渌 工	3	1	浚渌船運転工 (ポンプ浚渌船)	基準高▽	電気船	200ps	- 800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
								500ps	- 1000～+200			
								1000ps	- 1200～+200			
							ディーゼル船	250ps	- 800～+200			
								420ps 600ps	- 1000～+200			
								1350ps	- 1200～+200			
								幅	-200			
								延長	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渌 工	3	2	浚渌船運転工 (グラブ浚渌船) (バックホウ浚渌船)	基準高▽		+200 以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。			
								幅				-200
								延長				-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渌 工	3	3	浚渌船運転工 (バックホウ浚渌船) (面管理の場合)		平均值	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。			
							標高較差	0 以下				+400 以下

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土 木 工 事 共 通 編	2	18	2	床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m ² に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
						鉄 筋 間 隔	±20			
	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10								

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 一般施工	7 共通の工種	4		護岸附属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ∇	± 50	1組毎		
						幅 w	± 300			
						方向	$\pm 7^\circ$			
						延長 L	-200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		
						延長 L	-200	接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】		

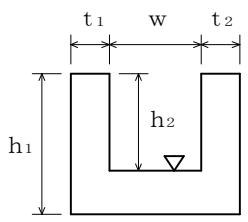
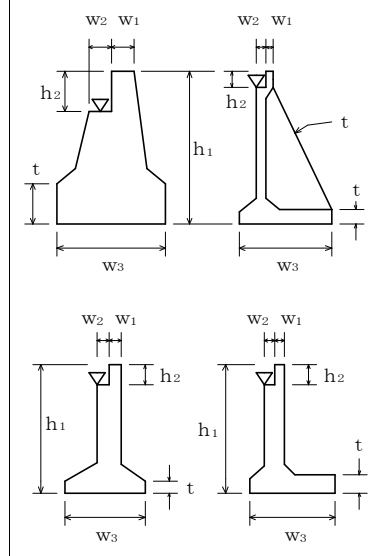
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	±30			
						延 長 L	-200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ▽	±30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工ヶ所毎		国 40m ↓ 県 20m
						延 長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本 体 工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。			
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						延 長 L	-50				
6 河川編	4 水門	6 水門 本 体 工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。			
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						延 長 L	-50				
6 河川編	5 堰	6 可動 堰 本 体 工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。			
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						延 長 L	-50				
6 河川編	5 堰	7 固定 堰 本 体 工	8 9 10		堰本 体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは 両端、施工継手箇所及び構造 図の寸法表示箇所 で測定。			
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						堰 長 L	L < 20m				-50
							L ≥ 20m				-100

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ∇	± 30	施工延長 20mにつき1ヶ所、20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による)		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延長 L	-200			
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天端長 l_1	-50			
						敷長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	± 30			
						支点長及び中心線の変化	± 50			

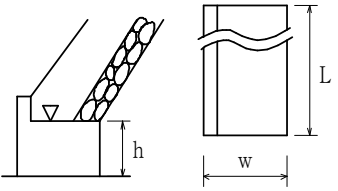
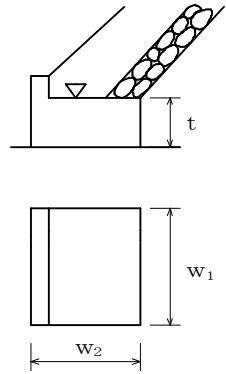
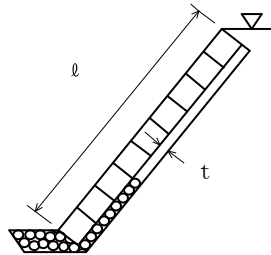
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場 本 体 工	6		本 体 工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場 本 体 工	7		燃 料 貯 油 槽 工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈 砂 池 工	7		コ ン ク リ ー ト 床 版 工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			

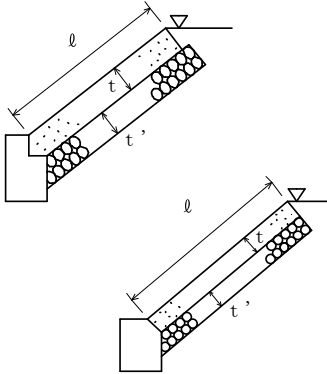
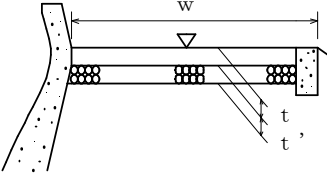
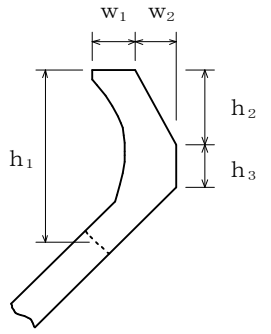
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	基準高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所にて測定。		
						天端幅 w_1	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						堤長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	± 50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。		
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎にて測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天端幅 w_1	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						長さ L	-100			

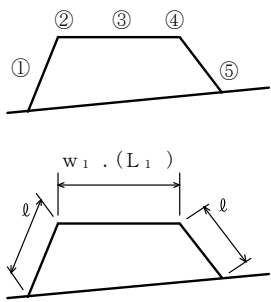
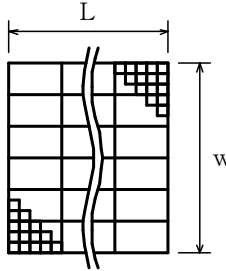
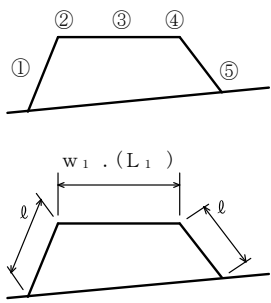
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m	
						幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇	± 50	ブロック個数 20個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		個数 国 40個 ↓ 県 20個 延長 国 40m ↓ 県 20m	
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 w_1 ブロック横幅 w_2	-20				
						延 長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		国 40m ↓ 県 20m	
						法 長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$				-100
							$\ell \geq 5\text{m}$				$\ell \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50				
延 長 L	-200										

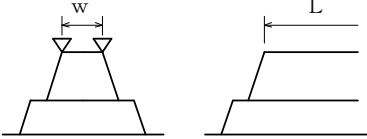
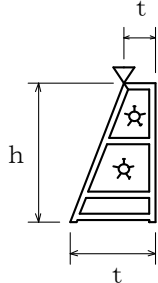
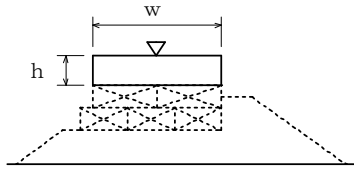
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		国 40m ↓ 県 20m	
						法長 l	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ t	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏込材厚 t'	-50				
						延長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m	
						幅 w	-50				
						厚さ t	-10				
						基礎厚 t'	-45				
						延長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高 ∇	± 50	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m	
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ $h < 3m$ h_1, h_2, h_3	-50				
						高さ $h \geq 3m$ h_1, h_2, h_3	-100				
						延長 L	-200				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基 礎工	4		捨石工	本 均 し	±50	施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。			
						表 面 均 し	±100				
						基 準 高 ▽ 荒 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ				±500
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ				±300
						被 覆 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ				±500
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ				±300
						法 長 l	-100				幅は施工延長 20m につき1ヶ所、延長 20m 以下のものは1 施工箇所につき2 ヶ所、延長はセンターライン及び表裏 法肩。
						天 端 幅 w_1	-100				
天 端 延 長 L_1	-200										
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基 礎工	5		吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長 20m につき1ヶ所、延長 20m 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ 所。		国 40m ↓ 県 20m	
						延 長 L	-500				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	2		捨石工	基 異形ブロック据付面 準 乱積)の高さ 高 異形ブロック据付面 ▽ 乱積)以外の高さ	±500	施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		国 40m ↓ 県 20m	
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300				
						法 長 l	-100				幅は施工延長 20m につき1ヶ所、延長 20m 以下のものは1 施工箇所につき2 ヶ所、延長はセンターライン及び表裏 法肩。
						天 端 幅 w_1	-100				
						天 端 延 長 L_1	-200				

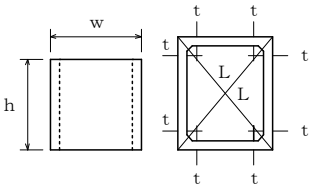
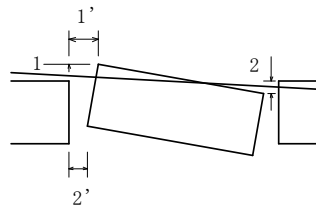
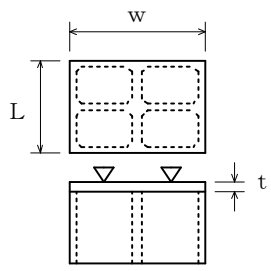
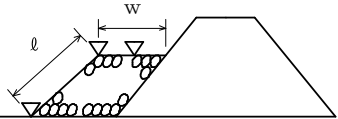
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	(層積) ブロック 規格 26 t 未満	±300	施工延長 20m につき 1ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ 所。延長は、センターラインで行う。		国 40m ↓ 県 20m	
						(層積) ブロック 規格 26 t 以上	±500				
						(乱 積)	±ブロックの 高さの 1/2				
						天 端 幅 w	ーブロックの 高さの 1/2				
						天 端 延 長 L	ーブロックの 高さの 1/2				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	9		石 枠 工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 20m につき 1ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ 所。		国 40m ↓ 県 20m	
						厚 さ t	-50				
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 20m につき 1ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ 所。		国 40m ↓ 県 20m	
						幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				

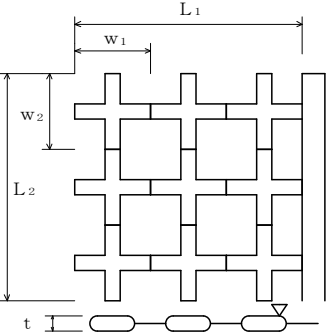
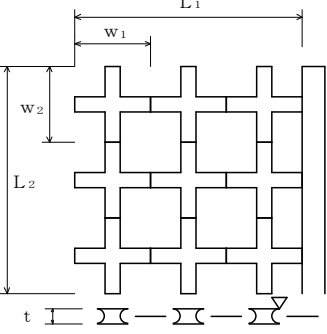
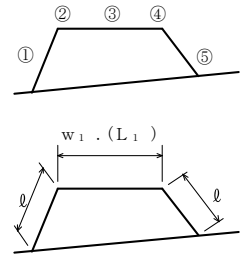
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所		
						コンクリート	±50				
						壁 厚 t_1		±10	底版完成時、各壁1ヶ所		
						幅 w		+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高 さ h_1		+30, -10	完成時、四隅		
						長 さ L		+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t_2		+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所		
フーチング高さ h_2		+30, -10	底版完成時、四隅								
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所			
							ケーソン重量 2000 t 以上 ±150				
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下	据付完了後、天端2ヶ所			
							ケーソン重量 2000 t 以上 200 以下				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
							水 中	±50			
						厚 さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長 さ L		±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数			
						幅 w	+20, -10				
						高 さ h	+20, -10				
						長 さ L	+20, -10				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)			
						隣接ブロックと の間隔 1'、2'	50 以下				
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
							水 中	±50			
						厚 さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長 さ L		±30			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。 幅は施工延長20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2 ヶ所、延長はセンターライン及び表裏 法肩。		国 40m ↓ 県 20m
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300			
						法 長 l		-100			
						天 端 幅 w		-100			
						天 端 延 長 L		-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長 20m につき 1ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは 20 個につき 1ヶ所測定。		国 40m ↓ 県 20m	
							乱 積	± t / 2				
						厚 さ t		-20				
						幅 w ₁ w ₂	層 積	-20				
							乱 積	- t / 2				
						延長 L ₁ L ₂	層 積	-200				1 施工箇所毎
乱 積	- t / 2											
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長 20m につき 1ヶ所。延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。		国 40m ↓ 県 20m	
							乱 積	± t / 2				
						厚 さ t		-20				
						幅 w ₁ , w ₂		-20				
						延長 L ₁ , L ₂		-200				
7 河川 海岸 編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高 ▽	本 均 し		±50	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。 幅は施工延長 20m につき 1ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		国 40m ↓ 県 20m
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
						異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300				
						法 長 l		-100				
						天 端 幅 w ₁		-100				
						天 端 延 長 L ₁		-200				

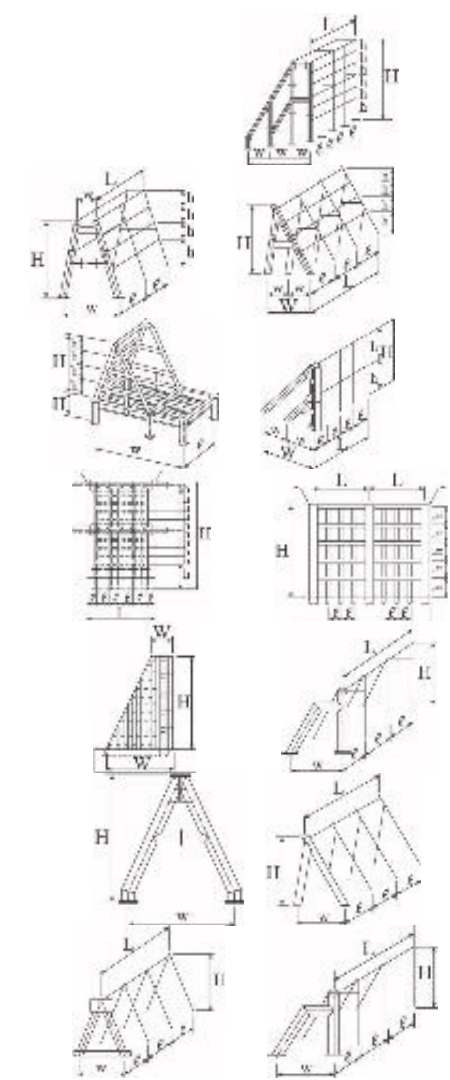
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材 材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
8	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇ 天端部 幅 w_1, w_3 堤 幅 w_2 水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2 堤 長 L_1, L_2	± 30 -30 ± 50 -100	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
8	1	8	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇ 幅 w_1, w_2 長 さ L	± 30 -30 -100	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		

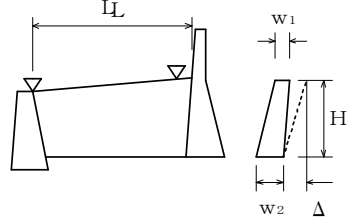
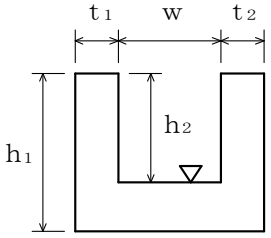
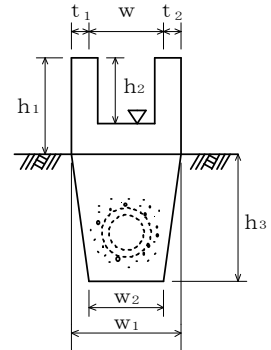
単位：mm

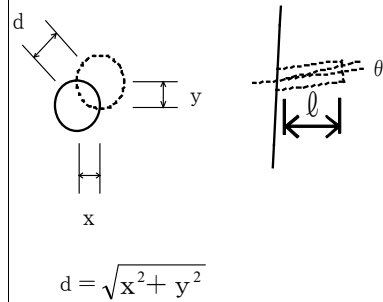
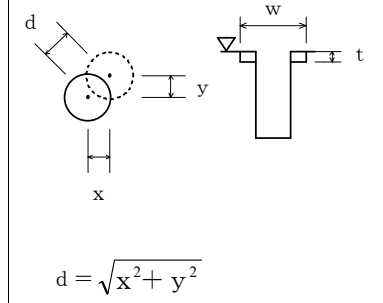
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						幅 w	-100				
						厚さ t	-30				
						延長 L	-100				
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ∇	± 50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
							長 さ l_1, l_2	± 100			
							幅 w_1, w_3	± 50			
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_1$			
						袖 部	袖 高 ∇	± 50			
							幅 w_2	± 50			
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_2$			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。 		8-1-9-5
						堤長 l	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			

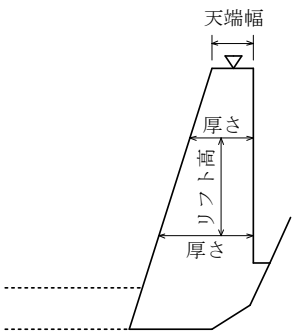
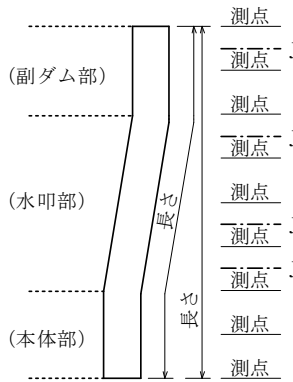
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。			
						長 さ L	± 100				
						幅 w_1, w_2	± 50				
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$				
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		国 40m ↓ 県 20m	
						幅 w	-30				
						高さ h_1, h_2	-30				
						厚 さ t_1, t_2	-20				
						延 長 L	-200				
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 20mにつき1ヶ所、延長 20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。(なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による)		国 40m ↓ 県 20m	
						厚 さ t_1, t_2	-20				
						幅 w	-30				
						幅 w_1, w_2	-50				
						高さ h_1, h_2	-30				
						深 さ h_3	-30				
						延 長 L	-200				

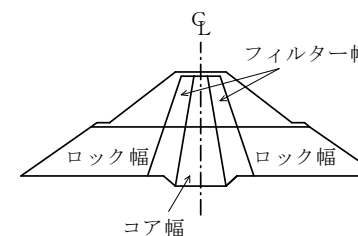
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ l	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			
8 砂防編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基準高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8 砂防編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基準高 ∇	± 50	全数測定。		
						偏心量 d	$D/4$ 以内 かつ 100 以内			

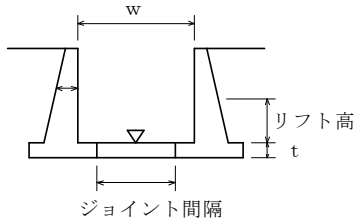
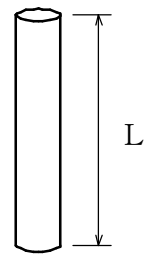
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

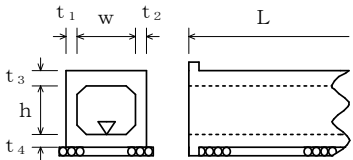
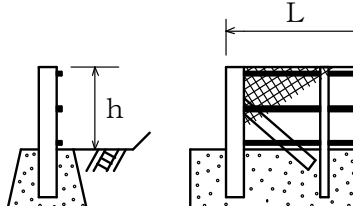
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	±40			
								 J：ジョイント		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			
								 <p>J：ジョイント</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フ ィ ル ダ ム	3 盛 立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		
						外 側 境 界 線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フ ィ ル ダ ム	3 盛 立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		
						外 側 境 界 線	-0, +1000			
						盛 立 幅	-0, +1000			
9 ダム 編	2 フ ィ ル ダ ム	3 盛 立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5 m毎に測定。		
						外 側 境 界 線	-0, +2000			



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長 さ L	±100			
9 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面 で行うカーテングラウトに適用する。		
						配 置 誤 差	100			

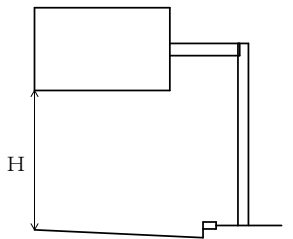
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
10 道 路 編	1 道 路 改 良	9 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) w	-30				
						高 さ h	± 30				
						延長 L	$L < 20m$				
		$L \geq 20m$	-100								
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						延 長 L	-200				
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高 さ h	± 30	施工延長 20mにつき1ヶ所、施工延長 20m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		国 40m ↓ 県 20m	
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長 20m につき 1ヶ所、施工延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		国 40m ↓ 県 20m	
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長 20m につき 1ヶ所、施工延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m	
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
						アンカー長ℓ	打 込 み ℓ	-10%			全数
埋 込 み ℓ	-5%										
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音 壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長 20m につき 1ヶ所、施工延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m	
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			

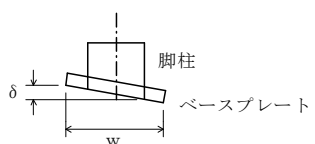
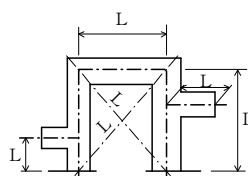
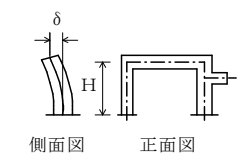
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音 壁工	5		遮音壁本土工	支柱	間隔 w_1, w_2	± 15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		
							ず れ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒 れ d	$h \times 0.5\%$			
							高 さ h	+30, -20			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長 20m 毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	基準高 国 40m ↓ 県 20m 厚さ 国 200m ↓ 県 40m 幅 国 80m ↓ 県 40m	
						厚 さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	—				
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長 100m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		幅 国 80m ↓ 県 40m 厚さ 国 200m ↓ 県 100m	
						幅	-25	—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	2 舗装	5 排水 構造 物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 20m につき 1ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		国 40m ↓ 県 20m
						延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路 編	2 舗装	7 踏掛 版工	4	1	踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20	1ヶ所/1踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	±20	1ヶ所/1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	±30	1ヶ所/1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20	全数		
					厚 さ	—				
					(アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20	全数		
ア ン カ ー 長	±20	全数								
10 道路 編	2 舗装	9 標識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		
								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所		
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		
						高 さ h	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		
							材	孔の位置	±2	全数を測定。	
						孔の径 d		0~5	全数を測定。		
						仮 組	柱の中心間隔、対角長 L (m)	±5… L ≤ 10m ±10… 10 < L ≤ 20m ±(10 + (L - 20) / 10) …20m < L	両端部及び片持ばり部を測定。		
							立 時	はりのキャンバー及び柱の曲がり δ (mm)	L / 1,000	各主構の各格点を測定。	
							柱の鉛直度 δ (mm)	10…H ≤ 10 H…H > 10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-6-8	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10				
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10				
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50				
						高 さ h_1	-50				
						胸壁の高さ h_2	-30				
						天 端 長 l_1	-50				
						敷 長 l_2	-50				
						胸壁間距離 l	± 30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高				+10~-20
							平面位置				± 20
							アンカーボルト孔の鉛直度				1/50 以下

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	6	8		橋台躯体工			<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>		10-3-6-8

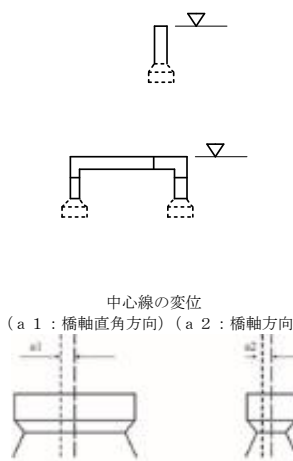
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	<p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	10-3-7-9	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20				
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						天 端 長 l_1	-50				
						敷 長 l_2	-50				
						橋脚中心間距離 l	± 30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20
							平 面 位 置				± 20
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度				1/50 以下

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)			<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>		10-3-7-9

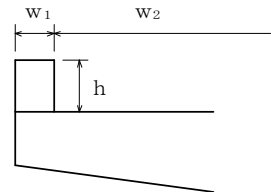
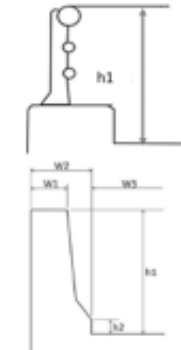
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1	-20			
						敷 幅 w_2	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-20			
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20	<p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	
							平面位置	± 20		
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下									
			<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>	<p>平面位置</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p>						

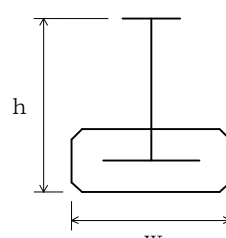
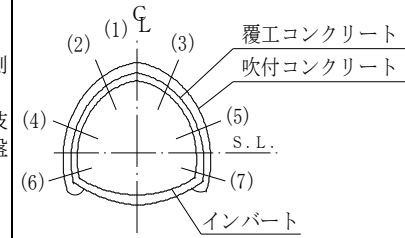
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ l	-50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h	-50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支間長及び 中心線の変位	± 50			

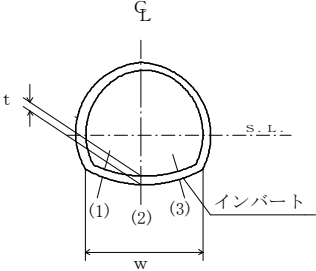
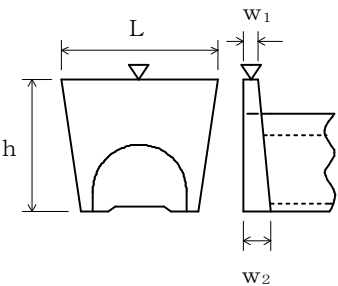
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 <p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)		± 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、 水平面の高低差を 1mm 以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を除 く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮 して、移動可能量が道路橋支承便覧の規 格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
					可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量以上				
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋				
						± 5	$\pm (4+0.5 \times (B-2))$				
					水平 度	橋軸方向	1/100				
						橋軸直角方向					
					可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
					可動支承の 機能確認 注3)		温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上				
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)		± 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、 水平面の高低差を 1mm 以下とする。な お、支承を勾配なりに据付ける場合を除 く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮 して、移動可能量が道路橋支承便覧の規 格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
					可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量以上				
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋				
						± 5	$\pm (4+0.5 \times (B-2))$				
					水平 度	橋軸方向	1/300				
						橋軸直角方向					
					可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
					可動支承の 機能確認 注3)		温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	'-20 以内 かつ -1D 以内			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w1	-10~+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の高さ h	-10~+20			
						有効幅員 w2	0~+30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6		橋梁用防護柵工	天 端 幅 w1	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
					橋梁用高欄工	地 覆 の 幅 w2	-10~+20			
			高 さ h1	-20~+30						
			高 さ h2	-10~+20						
			有 効 幅 員 w3	0~+30						
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高 さ	±4			

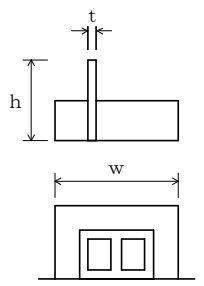
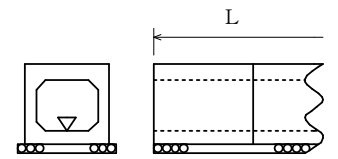
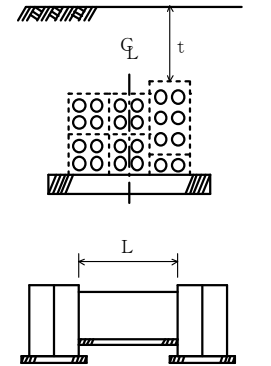
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	5 コン クリ ート 橋 上 部	6 プレ ビー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚 以上。ただし、 良好な岩盤で 施工端部、突 出部等の特殊な 箇所は設計吹 付け厚の 1/3 以上を確保す るものとする。	<p>施工延長 20m 毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測 定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技 術基準 (構造編)・同解説」にいう地盤 等級 A 又は B に該当する地盤とする。</p>		国 40m ↓ 県 20m
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長 20m 毎に断面全本数検		国 40m ↓ 県 20m
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面 から10cm以内			

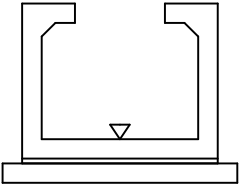
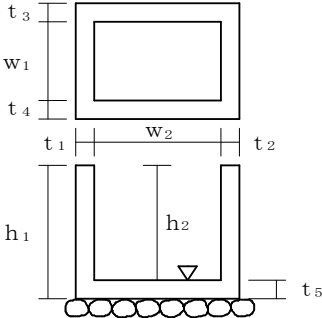
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高(拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工20mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は20mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 ・計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		国 40m ↓ 県 20m
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		国 40m ↓ 県 20m
						厚 さ t	-30			

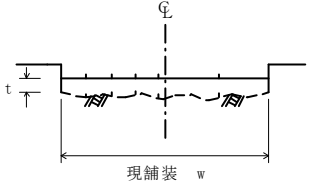
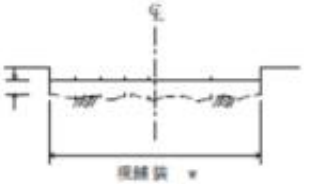
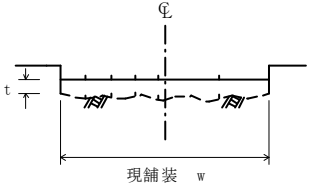
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工 20m につき 1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		国 40m ↓ 県 20m	
						厚 さ t	設計値以上				
						延 長 L	—				
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高 さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延 長 L	-200				

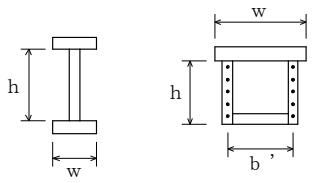
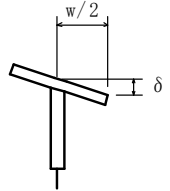
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高(拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長20mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		国 40m ↓ 県 20m
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ∇	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	± 30			
						ブロック長 L	-50			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 20m につき 1ヶ所、延長 20m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長：1 施工箇所毎		国 40m ↓ 県 20m
						延 長 L	-200			
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に 1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延 長 L	-200			

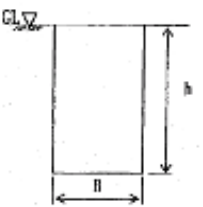
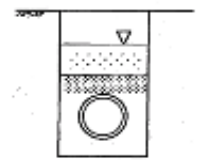
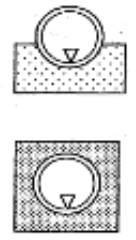
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基準高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

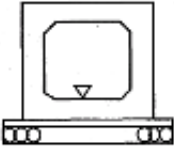

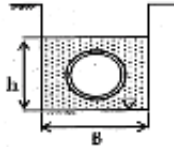
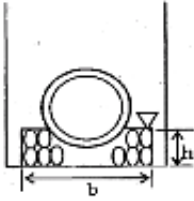
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長 40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線 40m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		国 80m ↓ 県 40m
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼げた等	トラス・アーチ等			
10 道 路 編	16 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots 2.0 < w$	主げた・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼げた トラス弦材</p>		
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。			
									主げた	各支点及び各支間中央付近を測定。		
									圧縮材の曲がり δ (mm)	$l / 1000$		—

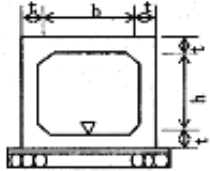
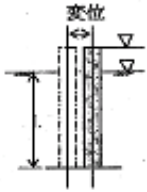
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
14	公園緑地編	2	植栽	3	植栽工	高木・中木	樹 高 (H)	-0	全数を測定項目に従って実測(100本以上の場合は10本に1本の測定)		
							葉 張 (W)	-0			
							幹回り (C)	-0			
						低木	樹 高 (H)	-0	抜き取り測定 (同一樹種、規格で) 100株までは 10% 100株～500株 7% 500株以上 5% を測定		
							葉 張 (W)	-0			
							本 数	-0			
						張芝	面 積	-1%	全面積測定		
						つる性補助 笹類、草木類等	面 積	-1%	全面積測定		
							株 数	-0			
						球根	球 数	-0	全数		
種子	面 積	-1%	全面積測定								
支柱	結 束 高 さ	±20%	抜き取り測定 支柱タイプごとに10組に1組を標準とする。								
	結 束 本 数	-0									



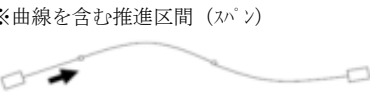
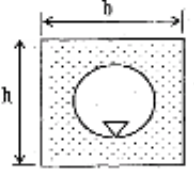
編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
14	公園緑地編	3	施設整備	遊具 (ジャングルジム・滑台等)	設置高さ	±30	1箇所/1基			
					基礎	幅	-30			基礎1基毎
						高さ	-30			
						根入れ長	設計値以上			※施工に当たっては安全性に留意しなければならない。
				園路園地舗装工 (石張、平板、ダスト簡易舗装等)	面積	-1%	各測点ごとに測定する。			
				運動施設 (クレイ舗装)	庭球場	基準高さ	±20mm	厚さ及び硬度は500㎡に1回とし硬度についてはプロクターニードル貫入抵抗値測定による。		
						厚さ	-10mm			
						平坦性	±5mm以内			
						硬 度	40lb 以上			
					野球場	基準高さ	±20mm			
						厚さ	-10mm			
						平坦性	±20mm以内			
						硬 度	30lb 以上			
					陸上競技場	基準高さ	±20mm			
						厚さ	-10mm			
						平坦性	±10mm以内			
硬 度	60lb 以上									
基盤工	基準高さ	±20mm	500㎡に1回		庭球場、野球場、陸上競技場に適用					
下層工	厚さ	±20mm	500㎡に1回							
中層工	厚さ	±20mm	500㎡に1回							


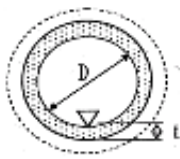
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道 編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3 管路土工	管路掘削	深さ h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		任意土工 の場合は 除く。
					幅 B	-50			
15 下水道 編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3 管路土工	管路埋戻	基準高▽	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
15 下水道 編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工	管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					勾配	±20%			
					延長 l	-l/500かつ -200	延長lはマンホール間を測定する。		
					総延長 L	-200			

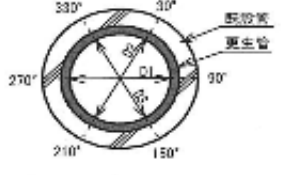
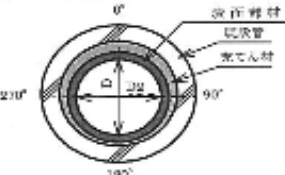
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道 編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工	矩形渠 (プレキャスト)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。 延長ℓはマンホール間を測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					勾配	±20%			
					延長 ℓ	-ℓ/500かつ -200			
					総延長 L	-200			
15 下水道 編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工	圧送管	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					総延長	-200			
15 下水道 編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	砂基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 B	-50			
					厚さ h	-30			
15 下水道 編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	碎石基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	-50			
					厚さ h	-30			

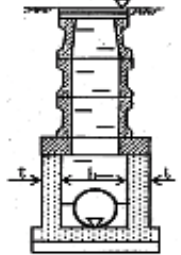
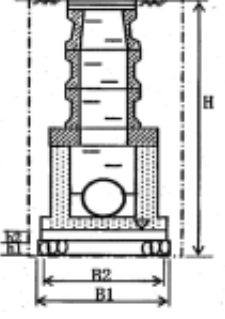
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道 編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	コンクリート基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	-30			
					厚さ h	-30			
15 下水道 編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	まくら土台基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
15 下水道 編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	はしご胴木基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 b	-30			
					厚さ h	-30			

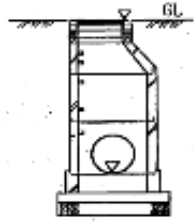
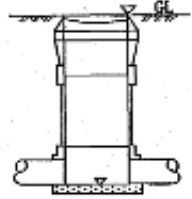
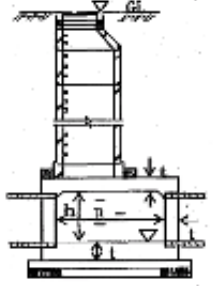
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道 編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	6 水路 築造工	現場打水路	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。 1打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					幅 b	-30			
					高さ h	±30			
					厚さ t	-20			
					勾配	±20%			
					延長 ℓ	-ℓ/50かつ -200			
					総延長 L	-200			
15 下水道 編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	7 管路土留工	鋼矢板土留	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。		
					根入長 L	設計値以上			
					変位	100			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
15 下水道 編	1 管路	4 ・ 5 管 き よ 工 (小口径推進、推進)	3 推 進 工	推進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、推進管1本ごとに1箇所測定する。 2. 中心線の変位(水平)は、直線のみ の推進区間(スパン)の場合上段値、 曲線を含む推進区間(スパン)は下 段値とする。		小口径推進工の出来形については、機器の読み値による管理で良いこととする。	
					中心線の変位 (水平)	直線のみ推進区間 ±50 曲線を含む推進区間 ±100				
					延長 ℓ	-ℓ/50かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。	中心線の変位(水平) ※直線のみ推進区間(スパン) 		
					総延長 L	-200				※曲線を含む推進区間(スパン) 
15 下水道 編	1 管路	4 ・ 5 管 き よ 工 (小口径推進、推進)	4 立 坑 内 管 布 設 工	空伏工	基準高▽	±50	1施工箇所ごとに測定する。			
					幅 b	-30				
					高さ h	-30				
					中心のずれ	±50				
					延長	-50				
					勾配	±20%				

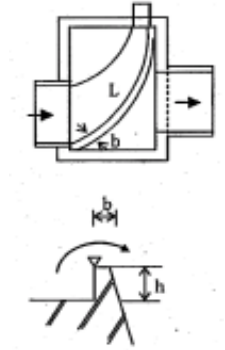
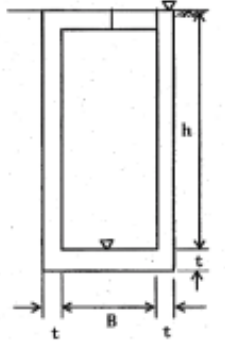
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下 水 道 編	1 管 路	6 管 き よ 工 (シ ー ル ド)	3 一 次 覆 工	掘進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。		
					中心線の変位(水平)	±100			
					延長 ℓ	-ℓ/500かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長 L	-200			
15 下 水 道 編	1 管 路	6 管 き よ 工 (シ ー ル ド)	4 二 次 覆 工	二次覆工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		二次覆工厚については、一次覆工の出来形を基に再度、計画のうえ、監督員の承諾を得るものとし、その計画に対し施工管理するものとする。
					中心線の変位(水平)	±50			
					二次覆工厚 t	-20	二次覆工厚は、1打設につき端面で上下左右4点を測定する。		
					仕上がり内径 D	±20	仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
					延長 ℓ	-ℓ/500かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長 L	-200			

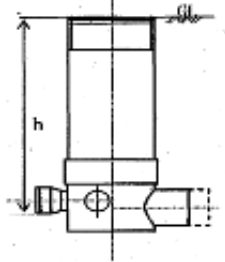
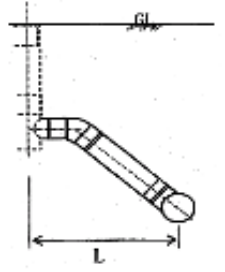
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道 編	1 管路	7 管きよ 更生工	3 管きよ 内面被覆工	反転・形成工法	仕上がり内径D	硬化直後と24時間以降の測定値で差がないこと	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管円周上の6箇所を測定する。 硬化直後と24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。		最新版の「管きよ更生工法における設計・施工ガイドライン(案)」に準拠して実施する。
					更生管厚	6箇所平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。			
15 下水道 編	1 管路	7 管きよ 更生工	3 管きよ 内面被覆工	製管工法	仕上がり内径 (高さ・幅)	平均内径が設計更生管径を下回らない。	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管の内側中央高さとの幅の2箇所を測定する。		最新版の「管きよ更生工法における設計・施工ガイドライン(案)」に準拠して実施する。

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道 編	1 管路	8 マン ホール 工	3 現場 打ち マン ホール 工	現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	-30			
					壁厚 t	-20			
					人孔天端高	±30			
15 下水道 編	1 管路	8 マン ホール 工	3 現場 打ち マン ホール 工	マンホール基礎工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					床掘深 H	±30			
					基礎工幅 B1	-50			
					基礎工高 h1	-30			
					コンクリート工幅 B2	-30			
					コンクリート工高 h2	-10			

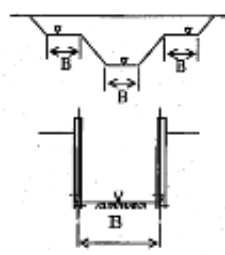
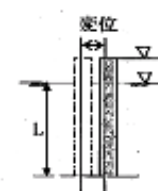
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道 編	1 管路	8 マン ホール 工	4 組立マン ホール工	組立マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					人孔天端高	±30			
15 下水道 編	1 管路	8 マン ホール 工	5 小型マン ホール工	小型マンホール工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					人孔天端高	±30			
15 下水道 編	1 管路	9 特殊マン ホール工	4 躯体工	現場打ち特殊人孔	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 B	-30			
					高さ h	±30			
					壁厚 t	-20			
					人孔天端高	±30			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工	伏せ越し室・雨水吐室	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	±30			
					高さ h	±30			
					厚さ t	-20			
15 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	伏せ越し管工	伏せ越し管	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					中心線の変位	±30			

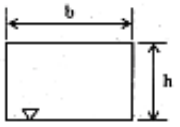
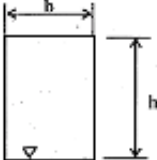
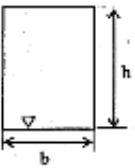
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道 編	1 管路	9 特殊 マン ホール 工	越 流 堰 (雨 水 吐 室)	越流堰 (雨水吐室)	基準高▽	±10	基準高は、中央部および両端部を測定する。 幅、高さ、延長は、1施工箇所ごとに測定する。		
					幅b (厚さ)	±20			
					高さh (深さ)	±30			
					延長L (長さ)	-20			
15 下水道 編	1 管路	9 特殊 マン ホール 工		中継ポンプ施設	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅、長さ B	-30			
					深さ h	-30			
					壁厚 t	-20			

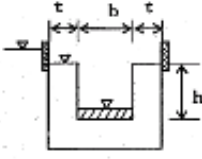
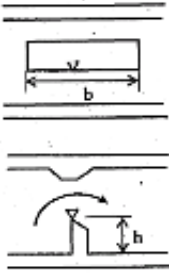
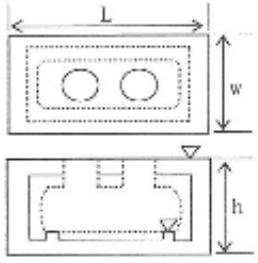
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	1 管路	10 取付管およびます工	4 ます設置工	公共ます	ます深 h	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
15 下水道編	1 管路	10 取付管およびます工	5 取付管布設工	取付管	延長 (L)	-200	1施工箇所ごとに測定する。		

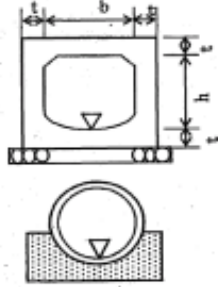
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下 水 道 編	1 管 路	13 立 坑 工		立坑工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		任意仮設 の場合は 除く。
					寸法 B	±100			
					深さ h	±30			
15 下 水 道 編	1 管 路	13 立 坑 工		立坑土工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		任意仮設 の場合は 除く。
					砕石基礎幅b1	-50			
					砕石基礎厚t1	-30			
					底版コンクリート基準高	±30			
					底版コンクリート幅b2	-30			
					底版コンクリート厚t2	-10			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道 編	2 処理場・ ポンプ場	6 本体作業 土工	2 掘削工	土工(掘削)	基準高▽	±50	施工延長おおむね40m(小規模なものは20m)ごとに基準測線を設定し、基準高を10mごと、変化点ごとに測定する。		
					幅B	-100			
15 下水道 編	2 処理場・ ポンプ場	7 本体仮設 工	2 土留・ 仮締切工	土留・仮締切工 (H鋼杭、鋼矢板)	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は1施工箇所につき2箇所測定する。		任意仮設の 場合は除く
					根入長 L	設計値以上			
					変位	100			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道 編	2 処理場・ ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	構造物基礎	幅 W	設計値以上	施工延長20mにつき1箇所以上測定する。施工延長20m以下は、1施工箇所につき2箇所測定する。		
					厚さ t	設計値以上			
					延長	各構造物の規格値による			
15 下水道 編	2 処理場・ ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の主要構造物	基準高▽	±30	1池（又は1槽）について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
					幅 b	±30			
					高さ h	±30			
					壁厚 t	-20			
						ただし床版厚 -10			
					長さ	±50			
15 下水道 編	2 処理場・ ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の付属構造物	基準高▽	±20	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
					幅 b	±20			
					高さ h	±20			
					壁厚 t	±10			
					長さ	±50			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	開口部	幅 b	±20	永久開口部ごとに測定する。		
					高さ h	±20			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	ゲート用開口部	基準高▽	-20	開口部ごとに測定する。		
						+0			
					幅 b	+0			
						+20			
	高さ h	±20							
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	可動せき用開口部	基準高▽	-20	開口部ごとに測定する。		
						-0			
					幅 b	+20			
						+20			
	高さ h	±20							

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
15 下水道	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工	流出トラフ	基準高▽	±20	基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定する。 幅、高さは、各池の1施工箇所について3箇所測定する。 長さは、各池外周部の1施工箇所について測定する。		
					幅 b	±20			
					高さ h	-20			
					厚さ t	±20			
					長さ	±50			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工	越流堰	基準高▽	±20	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 幅、高さは、1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b	±20			
					高さ h	-20			
					長さ	±20			
15 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工		燃料貯留槽工	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。		
					厚さ t	-20			
					幅 w	-30			
					高さ h	±30			
					延長 L	-50			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
15 下水道 編	2 処理場・ ポンプ場	9 場内管路工	10 管布設工	流入渠・流出渠	基準高▽	±30	設計図の寸法表示箇所を測定する。			
					幅 b	-30				
					高さ h	-30				
					厚さ t	-20				
					延長	L<20m :				-50
						L≥20m :				-100